



貝塚市
男女共同参画計画(第4期)

コスモスプラン

令和5(2023)年度～令和14(2022)年度

令和5(2023)年3月
貝塚市

はじめに

本市ではこれまで、平成5(1993)年に「貝塚市女性問題行動計画 コスモス女性プラン」を策定し、以降10年ごとに、「貝塚市男女共同参画計画 コスモスプラン」を策定してまいりました。直近では、平成25(2013)年3月に「貝塚市男女共同参画計画(第3期)コスモスプラン」を策定し、男女共同参画施策を推進してまいりました。この10年間、少子高齢化・人口減少社会の一層の進展や、新型コロナウイルス感染拡大の影響、不安定な雇用情勢、単身世帯や高齢世帯の増加など、社会経済情勢が大きく変化しています。



男女共同参画の視点に立つと、男性の育児休業取得率が低迷していること、DV(ドメスティック・バイオレンス)や児童虐待の深刻な事案がたびたび起きていること、男女における固定的役割分担意識が依然残っていること、政策・方針決定の場への女性の参画がなかなか進まないことなど、なお多くの課題が残されており、育児や介護支援のさらなる充実や、ワーク・ライフ・バランスの推進などが求められています。

このような状況をふまえ、このたび令和14(2032)年度を目標年度とする「貝塚市男女共同参画計画(第4期)コスモスプラン」を策定いたしました。

本計画は、「互いを尊重し、個性や能力を発揮できる、元気な貝塚市」を基本理念に掲げ、5つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現をめざすものです。

男女共同参画社会の実現には、市民、事業者、関係団体・機関等の皆様と連携、協働して取り組むことが不可欠です。多様な立場の人々が社会のさまざまな場面で活躍できるよう、各種施策を推進してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

計画の策定にあたり、ご審議いただきました「貝塚市男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様および関係各位に心から感謝申し上げます。

令和5(2023)年3月

貝塚市長 酒井 了

目次

第Ⅰ章 第4期プラン策定の背景	1
1 第4期プラン策定の趣旨	1
2 第4期プランの概要	2
3 第4期プランの方針	3
第Ⅱ章 男女共同参画の現状と課題	4
1 男女共同参画にかかる現状	4
2 アンケート結果からみる課題	11
3 第3期プランの評価	37
第Ⅲ章 第4期プランの基本的な考え方	38
1 第4期プランの基本理念	38
2 第4期プランの基本目標	38
3 第4期プランの体系	39
第Ⅳ章 第4期プランの内容	41
基本目標1 人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	41
基本目標2 あらゆる分野への女性参画の推進	45
基本目標3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	48
基本目標4 健康で安心して暮らせるための環境の整備	52
基本目標5 あらゆる暴力の根絶	55
第Ⅴ章 第4期プランの推進	59
1 推進体制	59
2 進行管理	60
資料編	61
貝塚市男女共同参画推進本部設置要綱	61
貝塚市男女共同参画審議会規則	64
貝塚市男女共同参画審議会委員名簿	66
用語説明	67
男女共同参画をめぐる世界・国・府・市の動向	69
男女共同参画社会基本法	71
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	77
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	88

－用語解説について－

本文中「*」を付した用語については
資料編に用語解説を掲載していますのでご参照ください。

1 第4期プラン策定の趣旨

近年、少子高齢化の進展や人口減少、家族形態の変化など、社会状況が急速に変化しています。このような社会情勢に対応する上で、男女が性別にかかわらず、ともにその能力や個性を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題です。

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「SDGs*(持続可能な開発目標)」では、17ある目標の1つに「5. ジェンダー*平等を実現しよう」があり、性別による差別を受けない、ジェンダー平等が達成された社会をつくることが世界的にも求められています。

現在、日本では女性就業者や管理職の女性割合が上昇するなど、女性参画が少しずつ進んできているものの、各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数*では、令和4(2022)年の順位が146か国中116位と、先進国の中では最低レベルとなっています。このような近年の動向を踏まえ、国では、女性の経済的自立や女性の登用の促進等、ジェンダー平等に向けた取組みを加速させているところです。

本市においては、平成5(1993)年に「貝塚市女性問題行動計画 コスモス女性プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みを行ってきました。

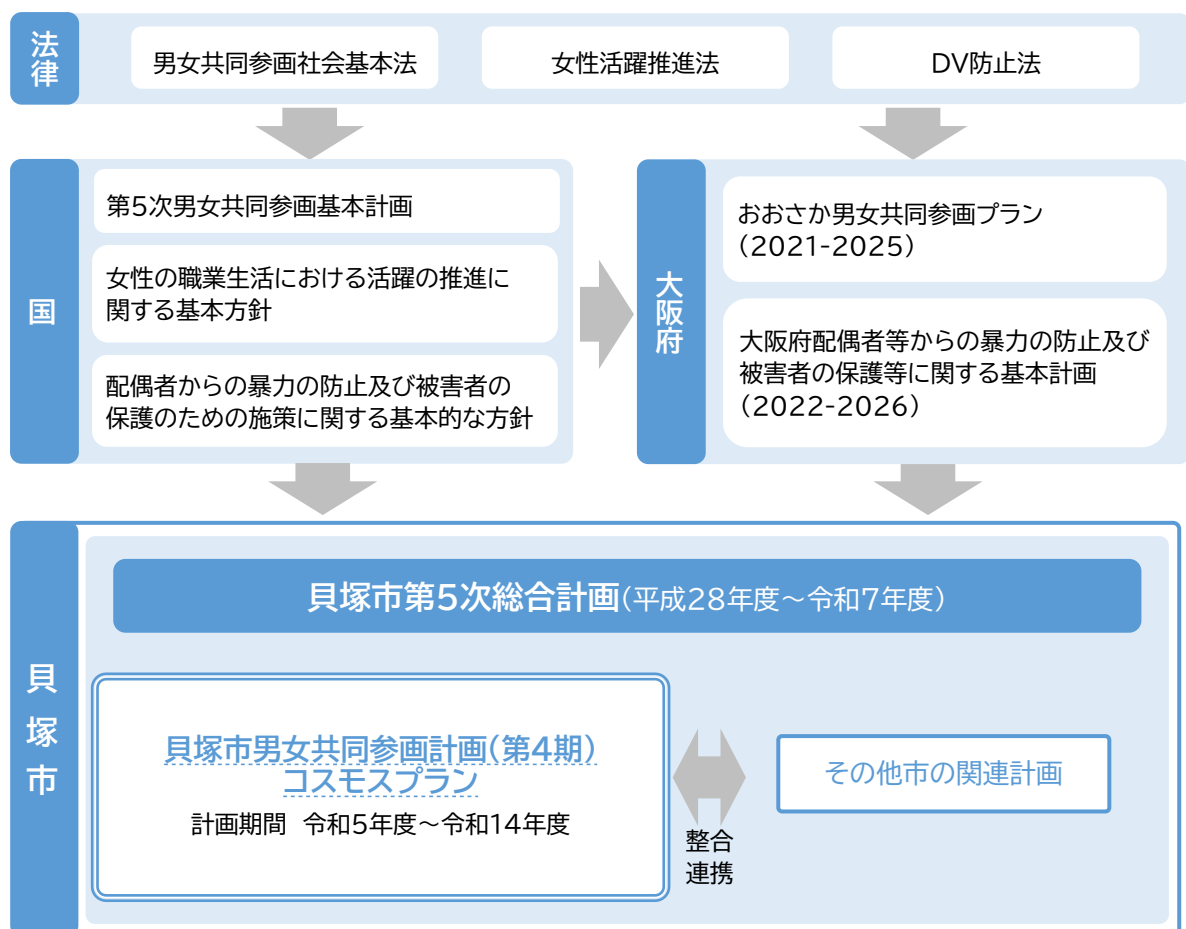
このたび、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度までを期間とした「貝塚市男女共同参画計画(第3期)コスモスプラン」(以下「第3期プラン」という。)の満了にあたり、今後の本市における男女共同参画に関する取組みを計画的に推進するため、新たに「貝塚市男女共同参画計画(第4期)コスモスプラン」(以下「第4期プラン」という。)を策定します。

2 第4期プランの概要

(1) 第4期プランの位置づけ

第4期プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市の男女共同参画計画です。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV*防止法)」に規定された市町村推進計画として位置づけます。

策定にあたっては、「貝塚市第5次総合計画」をはじめとした本市の各種計画との整合を図るとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」や府の「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」などの内容を勘案しています。



(2) 第4期プランの期間

第4期プランの期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。ただし、今後の国内外及び市政を取り巻く社会状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3 第4期プランの方針

第3期プランでは、「だれもが暮らしやすい貝塚市の実現に向け、まちづくりのあらゆる分野において男女共同参画の視点を取り入れること」、「第2期コスモスプランに引き続き今後も取り組むべき課題に加え、行政・地域・市民それぞれの役割を明確にし、取組みを広げていくためのアクションプランとすること」の2点を方針とし、計画を推進してきました。

しかし、審議会等委員に占める女性割合や、市職員の管理職における女性割合等においては、目標値を達成することが出来ず、政策・方針決定の場への女性参画には依然として課題が残っています。

他にも、性別に関わらない多様な生き方が尊重される社会の実現に向けた意識づくり、休業取得や労働環境の改善等をはじめとしたワーク・ライフ・バランス*の推進、多様化する暴力への対応、防災分野への男女共同参画の推進等、引き続き、さまざまな分野で男女共同参画に関する取組みを推進していく必要があります。

第3期プランに引き続き、「行政・地域・企業等の連携によるワーク・ライフ・バランスの推進」、「庁内の連携体制の強化による進捗状況の検証・評価」、「市民の積極的な参画によるあらゆる場面での男女共同参画の推進」に取り組むとともに、市民一人ひとりの自立や支え合う力を引き出し、地域力を高めていくことが重要であることから、第4期プランでも第3期プランの方針を踏襲し、計画を推進します。

● ● 第4期プランの方針 ● ●

- ◇ だれもが暮らしやすい貝塚市の実現に向け、まちづくりのあらゆる分野において男女共同参画の視点を取り入れること
- ◇ 第3期コスモスプランに引き続き今後も取り組むべき課題に加え、行政・地域・市民それぞれの役割を明確にし、取組みを広げていくためのアクションプランとすること

第Ⅱ章 男女共同参画の現状と課題

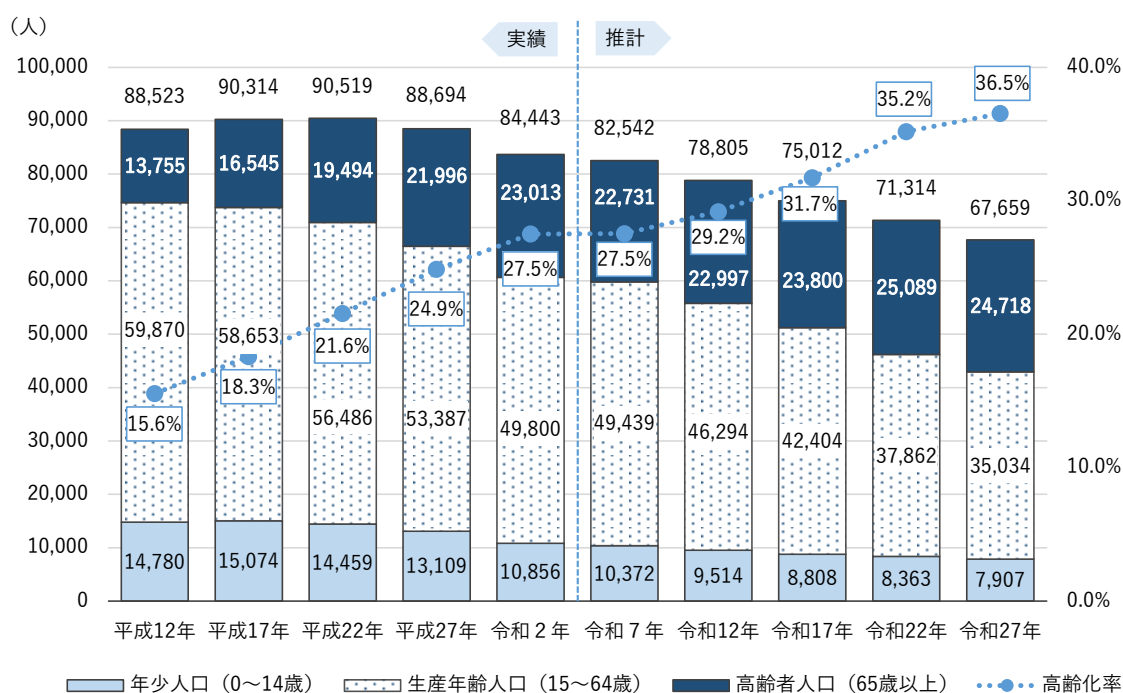
1 男女共同参画にかかる現状

人口

貝塚市の人口は減少傾向にあり、令和2(2020)年には84,443人となっています。また、その内訳をみると、15歳未満・15～64歳未満が減少傾向にある一方で、65歳以上の高齢者が増加傾向にあり、令和2(2020)年の高齢化率は27.5%となっています。

また、人口推計をみると、今後も人口は減少傾向にある一方で、高齢化率については上昇を続け、令和17(2035)年以降は30%を超える見込みとなっています。

【人口推移と推計(貝塚市)】



資料：平成12年～令和2年：国勢調査(各年10月1日時点)より
令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月推計)より

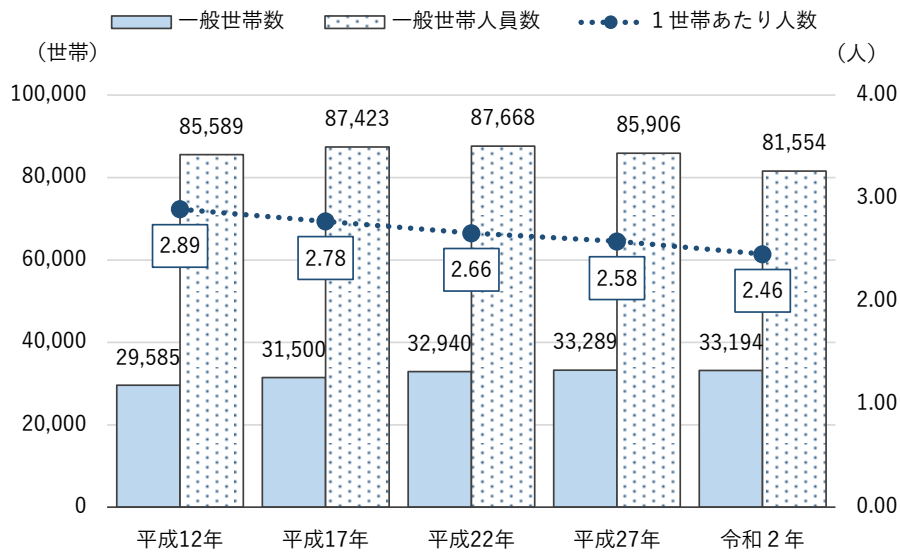
※人口総数には年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の計と総数は一致しない
※高齢化率は、年齢不詳を除いた総人口に対する65歳以上人口の割合

世帯

貝塚市の一般世帯数は平成27(2015)年まで増加傾向にあり、令和2(2020)年には33,194世帯となっています。一方で一般世帯人員数は減少傾向にあることから、1世帯あたり人数は減少傾向にあり、令和2(2020)年には2.46人となっています。

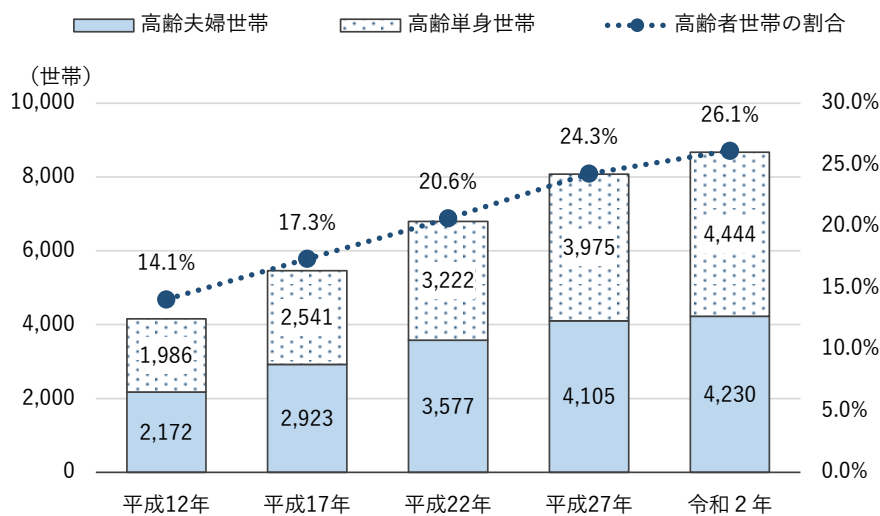
また、高齢者世帯数については年々上昇傾向にあり、令和2(2020)年には、一般世帯数の26.1%を占めています。その内訳をみると、特に高齢単身世帯での増加が著しく、平成12(2000)年の約2.2倍となっています。

【一般世帯数・一般世帯人員・1世帯あたり人数の推移(貝塚市)】



資料:総務省統計局「国勢調査」より

【高齢者世帯数の推移(貝塚市)】



資料:総務省統計局「国勢調査」より

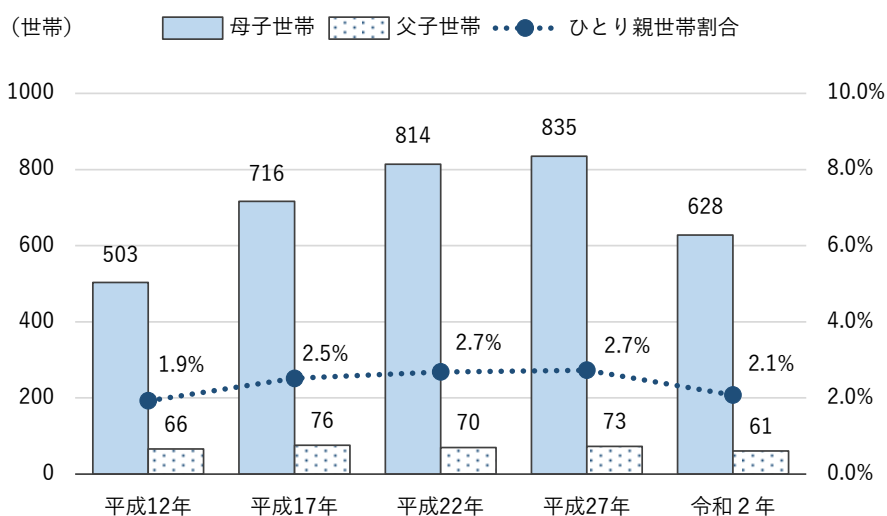
※「高齢夫婦世帯」は夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦世帯

※高齢者世帯割合は一般世帯数を分母とした割合

母子世帯については、平成27(2015)年まで増加傾向にありましたが、令和2(2020)年には628世帯と減少しています。父子世帯については60～70世帯台を推移しており、令和2(2020)年には61世帯となっています。

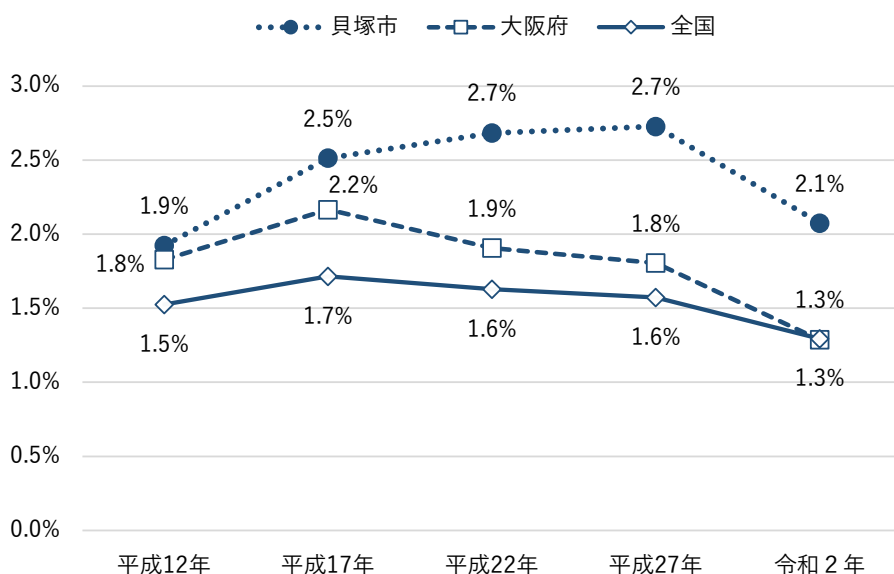
一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、令和2(2020)年には2.1%と減少傾向にあるものの、全国・大阪府を上回りながら推移しています。

【ひとり親世帯の推移(貝塚市)】



資料:総務省統計局「国勢調査」より
※ひとり親世帯割合は一般世帯数を分母とした割合

【ひとり親世帯割合の比較(全国・大阪府・貝塚市)】

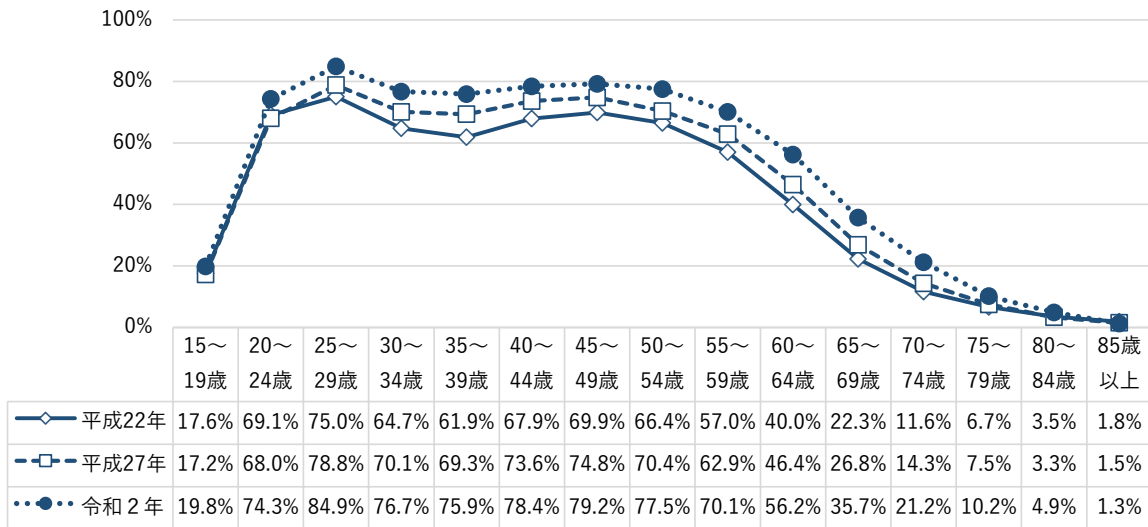


資料:総務省統計局「国勢調査」より
※ひとり親世帯割合は一般世帯数を分母とした割合

ワーク・ライフ・バランス

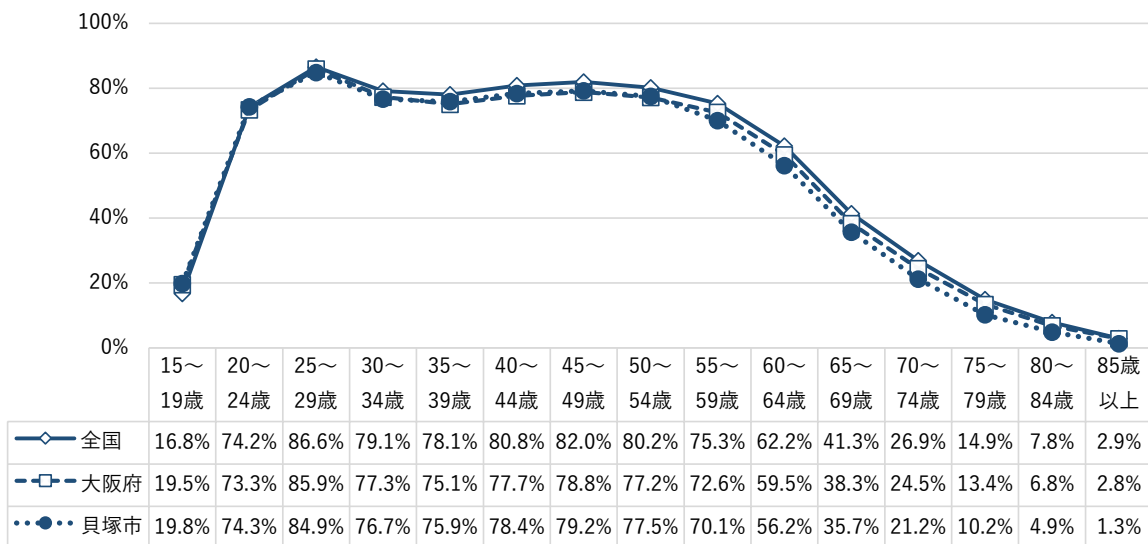
女性の労働力率については、30歳代で他の年代よりも就業率が低くなる「M字カーブ*」を描いているものの、年々労働力率は上昇しておりそのカーブは緩やかになりつつあります。しかし、25歳以上では、全国平均を下回って推移しています。

【女性の労働力率の推移(貝塚市)】



資料：総務省統計局「国勢調査」より
 ※労働力率とは、15歳以上人口(不詳除く)に占める労働力人口(就業者・完全失業者)の割合

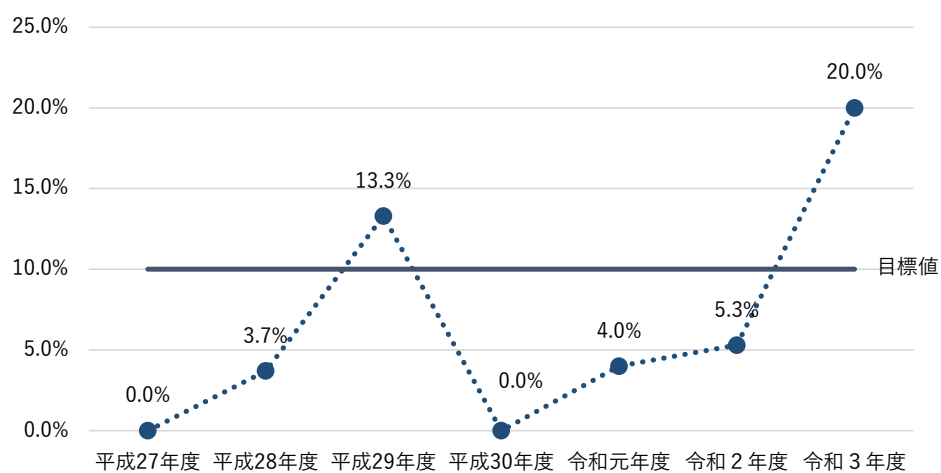
【女性の年齢階級(5歳階級)別労働力率の推移(全国・大阪府・貝塚市)】



資料：総務省統計局「国勢調査」(令和2(2020)年)より
 ※労働力率とは、15歳以上人口(不詳除く)に占める労働力人口(就業者・完全失業者)の割合

貝塚市役所における男性職員の育児休業取得率については、平成30(2018)年度以降、上昇を続けており、令和3(2021)年度には20.0%と、第3期プランでの目標値を達成しています。

【男性職員の育児休業取得率(貝塚市)】



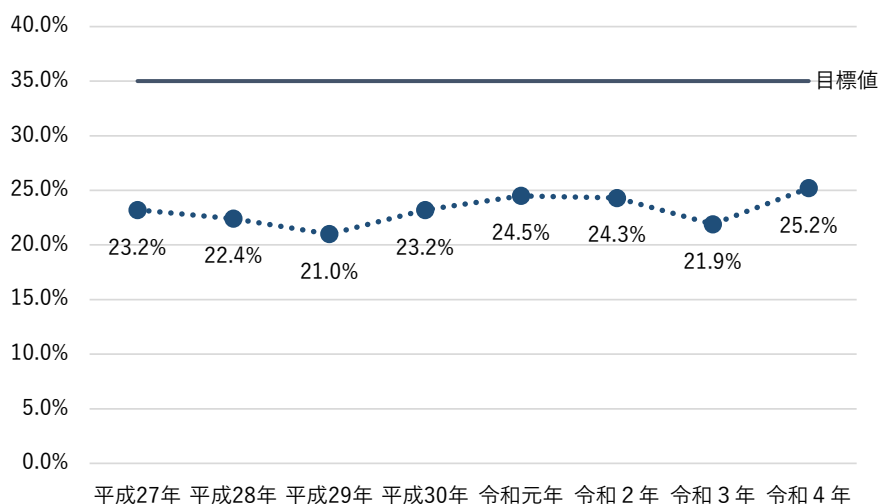
資料:貝塚市人事課より

女性の参画状況

貝塚市における審議会等への女性の登用状況については、第3期プランで35.0%を目標値としていたものの、20%台を推移しており、いずれの年も未達成となっています。

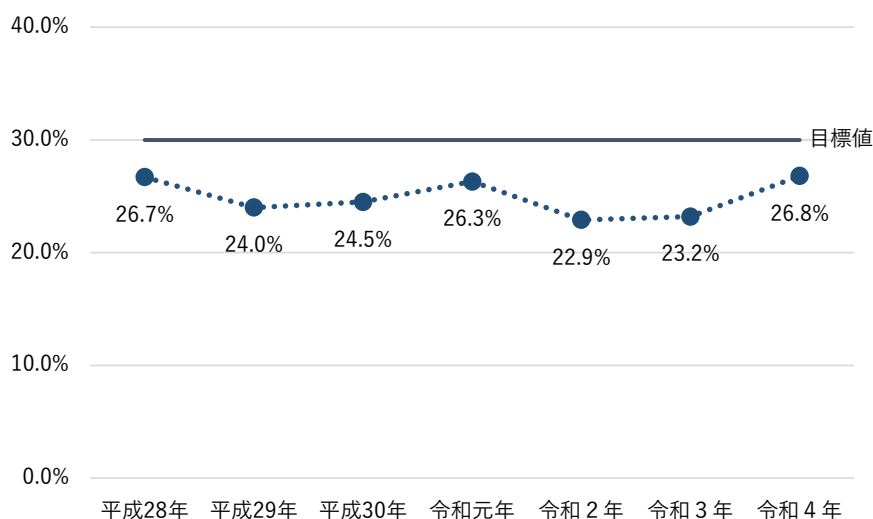
貝塚市職員の管理職(課長補佐級以上)における女性割合についても、第3期プランで30.0%を目標値としていたものの、20%台を推移しており、いずれの年も未達成となっています。

【審議会等への女性の登用状況の推移(貝塚市)】



資料:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況より(各年4月1日時点)

【市職員の管理職(課長補佐級以上)における女性の割合(貝塚市)】



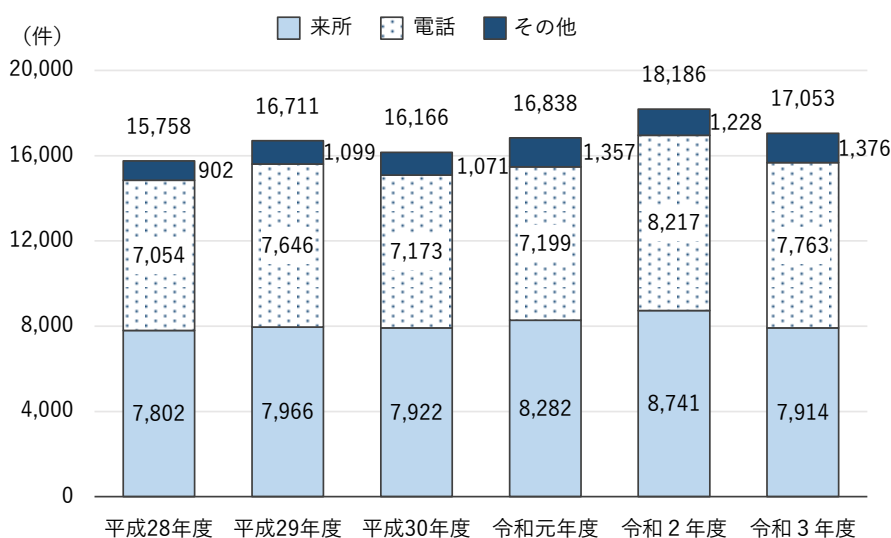
資料:貝塚市人事課より(各年4月1日時点)

暴力

大阪府内市町村における配偶者からの暴力に関する相談件数については、新型コロナウイルス感染症により在宅勤務が増えたなどの影響が大きいと考えられる令和2(2020)年度の18,186件をピークに減少しているものの、令和3(2021)年度も17,053件と、平成28(2016)年度より約1,300件増加しています。その内訳をみると電話での相談が特に増加しており、令和3(2021)年度には7,763件となっています。

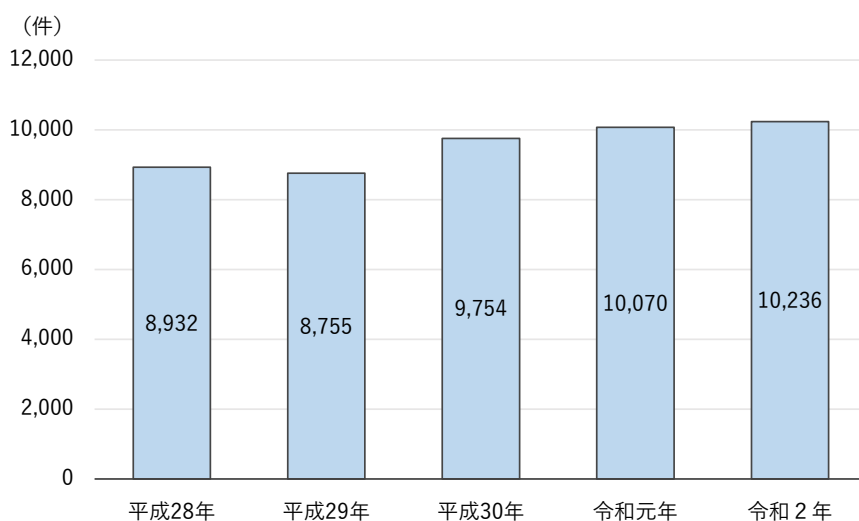
大阪府警察が受理したDV相談件数も概ね増加傾向にあり、令和2(2020)年は10,236件となっています。

【DV相談件数(大阪府)】



資料:大阪府「府内市町村における配偶者からの暴力に関する相談件数について」より

【警察への相談状況(大阪府)】



資料:大阪府警察本部調べ

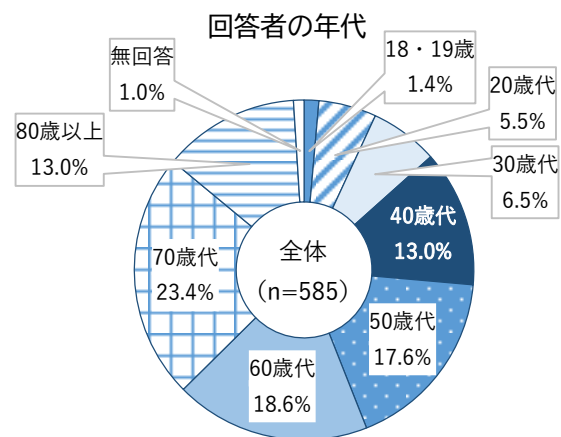
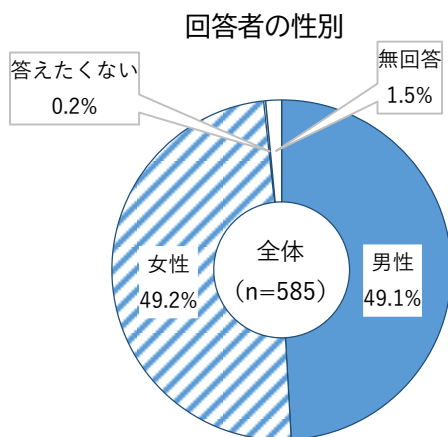
2 アンケート結果からみる課題

アンケート概要

調査対象	貝塚市内在住の満18歳以上の男女 2,000人 (住民基本台帳から無作為抽出)
調査実施時期	令和4年6月14日(火)~6月30日(木)
調査方法	郵送配布、郵送回収
有効回答数	585件(29.4%) ※到着数1,993件に対して

- 性年代別クロス集計における10~30歳代や、結婚している・パートナーと暮らしている女性等、回答者数(調査数)が少ない項目については、参考までに数値を見るにとどめ、結果の利用には注意が必要です。
- 図中の n は集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 全体の回答者数の中には性別や年齢での無回答の方を含むため、クロス集計における各項目の回答者数の合計と全体の回答者数は一致しません。

【参考:回答者の属性】



職業について

「男性」の「30～50歳代」では「常時雇用されている正規社員」が6割を超えている一方で、「女性」の「30～50歳代」では6割未満となっています。また、「女性」の「50～60歳代」で、「パート・アルバイト・派遣社員等」が3割を超えており、特に「50歳代」では39.7%と4割近くを占めています。

(%)

	調査数	常時雇用されている正規社員	パート・アルバイト・派遣社員等	自営業	その他の収入をとまなう職業	家事専業	学生	その他無職(年金受給者を含む)	左記以外	無回答	
全体	585	31.3	15.0	5.1	2.2	3.2	1.9	36.9	1.5	2.7	
男性	287	36.6	8.4	8.7	3.1	-	2.1	37.6	2.1	1.4	
男性	10～20歳代	21	47.6	-	4.8	-	28.6	14.3	4.8	-	
	30歳代	22	77.3	4.5	9.1	9.1	-	-	-	-	
	40歳代	30	73.3	6.7	3.3	-	-	13.3	3.3	-	
	50歳代	45	66.7	2.2	11.1	4.4	-	6.7	4.4	4.4	
	60歳代	57	36.8	21.1	14.0	-	-	26.3	1.8	-	
	70歳代	68	5.9	11.8	8.8	4.4	-	67.6	1.5	-	
	80歳以上	43	2.3	-	2.3	4.7	-	86.0	-	4.7	
女性	288	26.7	22.2	1.7	1.0	6.6	1.7	36.8	1.0	2.1	
女性	10～20歳代	19	42.1	15.8	-	-	5.3	21.1	10.5	-	5.3
	30歳代	16	56.3	25.0	-	-	-	18.8	-	-	
	40歳代	45	57.8	22.2	2.2	-	4.4	-	8.9	2.2	2.2
	50歳代	58	46.6	39.7	1.7	-	3.4	-	6.9	1.7	-
	60歳代	52	7.7	32.7	3.8	-	15.4	1.9	36.5	-	1.9
	70歳代	68	4.4	10.3	1.5	4.4	8.8	-	70.6	-	-
	80歳以上	30	-	-	-	-	-	-	86.7	3.3	10.0

- ・女性の労働力率は年々上昇傾向にあるものの、特に50～60歳代で非正規雇用が多く、女性は家計においても補助として支え続けている役割であることがうかがえます。
- ☞就業を希望する女性が働けるよう、女性の就業の継続、再就職支援など、関係機関と連携した支援が必要です。

労働時間・家事時間について

(※就労されている方のみで集計)

1日の労働時間の平均については、「男性」の「常時雇用されている正規社員」で『10時間以上』の合計割合が34.3%と3割を超えています。

一方で1日の家事時間の平均については、「女性」の「パート・アルバイト・派遣社員等」で『4時間以上』の合計割合が23.5%と2割を超えています。

(%)

		調査数	4時間未満	6時間未満	8時間未満	10時間未満	12時間未満	12時間以上	無回答
労働時間									
全体		314	5.4	14.3	24.5	33.4	9.9	8.9	3.5
男性	常時雇用されている正規社員	105	1.0	1.0	17.1	45.7	18.1	16.2	1.0
	パート・アルバイト・派遣社員等	24	4.2	45.8	37.5	8.3	-	-	4.2
	自営業	25	12.0	16.0	32.0	16.0	8.0	4.0	12.0
	その他収入をと もなう職業	9	11.1	22.2	33.3	11.1	-	-	22.2
女性	常時雇用されている正規社員	77	-	1.3	20.8	53.2	13.0	9.1	2.6
	パート・アルバイト・派遣社員等	64	9.4	39.1	34.4	10.9	-	3.1	3.1
	自営業	5	40.0	-	20.0	40.0	-	-	-
	その他収入をと もなう職業	3	100.0	-	-	-	-	-	-
家事時間									
全体		314	67.2	7.0	1.9	1.9	0.3	1.0	20.7
男性	常時雇用されている正規社員	105	72.4	2.9	1.9	-	1.0	-	21.9
	パート・アルバイト・派遣社員等	24	66.7	4.2	-	-	-	-	29.2
	自営業	25	56.0	8.0	-	8.0	-	-	28.0
	その他収入をと もなう職業	9	55.6	-	-	-	-	-	44.4
女性	常時雇用されている正規社員	77	70.1	7.8	2.6	1.3	-	1.3	16.9
	パート・アルバイト・派遣社員等	64	60.9	15.6	1.6	4.7	-	1.6	15.6
	自営業	5	80.0	-	20.0	-	-	-	-
	その他収入をと もなう職業	3	33.3	-	-	-	-	33.3	33.3

生活の優先度の現実と理想について

生活の優先度の現実については、「男性」の「30歳代」で「仕事」を優先が59.1%と6割近くを占めています。一方で、「男性」の「80歳以上」、「女性」の「70歳代」では「個人の生活」を優先が5割を超えています。

(%)

生活の優先度の現実		調査数	「仕事」を優先	「家庭や地域活動」を優先	「個人の生活」を優先	優先 「仕事」と「家庭や地域活動」をともに	「仕事」と「個人の生活」をともに優先	「家庭生活や地域活動」と「個人の生活」をともに優先	「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」をともに優先	無回答
全体		585	19.8	3.2	30.3	5.3	21.0	7.0	3.9	9.4
男性		287	20.6	4.2	27.5	6.3	20.6	8.4	4.9	7.7
男性	10~20歳代	21	14.3	4.8	19.0	14.3	23.8	23.8	-	-
	30歳代	22	59.1	-	-	13.6	18.2	-	9.1	-
	40歳代	30	33.3	-	6.7	10.0	30.0	3.3	6.7	10.0
	50歳代	45	33.3	2.2	13.3	8.9	28.9	-	4.4	8.9
	60歳代	57	22.8	1.8	24.6	1.8	31.6	5.3	8.8	3.5
	70歳代	68	7.4	8.8	42.6	4.4	11.8	11.8	2.9	10.3
	80歳以上	43	-	7.0	55.8	2.3	2.3	16.3	2.3	14.0
女性		288	19.8	2.4	32.6	4.5	21.5	5.9	2.8	10.4
女性	10~20歳代	19	36.8	-	15.8	-	15.8	10.5	5.3	15.8
	30歳代	16	31.3	6.3	12.5	-	31.3	-	-	18.8
	40歳代	45	33.3	2.2	22.2	6.7	26.7	2.2	4.4	2.2
	50歳代	58	29.3	3.4	6.9	12.1	34.5	1.7	6.9	5.2
	60歳代	52	17.3	1.9	38.5	3.8	23.1	7.7	-	7.7
	70歳代	68	4.4	1.5	63.2	-	11.8	7.4	-	11.8
	80歳以上	30	3.3	3.3	40.0	3.3	6.7	13.3	3.3	26.7

生活の優先度の理想については、「男性」の「30～50歳代」で「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」をともに優先が3割を超えて高い一方で、「女性」の「10～50歳代」では「仕事」と「個人の生活」をともに優先が3割を超えており、特に「男性」で、現実と理想との乖離が大きい状況です。また、「女性」の「40～60歳代」では「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」をともに優先が2割を超えています。

(%)

生活の優先度の理想		調査数	「仕事」を優先	「家庭や地域活動」を優先	「個人の生活」を優先	優先 「仕事」と「家庭や地域活動」をともに	「仕事」と「個人の生活」をともに優先	「家庭生活や地域活動」と「個人の生活」をともに優先	「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」をともに優先	無回答
全体		585	1.2	4.3	18.5	6.7	17.4	16.6	21.2	14.2
男性		287	1.7	5.2	18.1	7.7	13.2	17.8	25.1	11.1
男性	10～20歳代	21	4.8	-	23.8	14.3	19.0	9.5	28.6	-
	30歳代	22	-	-	-	22.7	27.3	13.6	36.4	-
	40歳代	30	3.3	3.3	13.3	13.3	13.3	10.0	30.0	13.3
	50歳代	45	-	4.4	22.2	8.9	15.6	2.2	31.1	15.6
	60歳代	57	3.5	1.8	15.8	5.3	22.8	17.5	29.8	3.5
	70歳代	68	1.5	8.8	17.6	2.9	5.9	27.9	19.1	16.2
	80歳以上	43	-	11.6	27.9	2.3	-	30.2	9.3	18.6
女性		288	0.7	3.5	18.8	5.9	21.9	16.0	17.0	16.3
女性	10～20歳代	19	-	-	26.3	5.3	36.8	10.5	5.3	15.8
	30歳代	16	6.3	-	12.5	6.3	37.5	6.3	6.3	25.0
	40歳代	45	-	2.2	22.2	2.2	35.6	6.7	22.2	8.9
	50歳代	58	1.7	1.7	13.8	10.3	31.0	8.6	22.4	10.3
	60歳代	52	-	5.8	23.1	3.8	19.2	13.5	23.1	11.5
	70歳代	68	-	4.4	17.6	5.9	7.4	35.3	10.3	19.1
	80歳以上	30	-	6.7	16.7	6.7	3.3	13.3	16.7	36.7

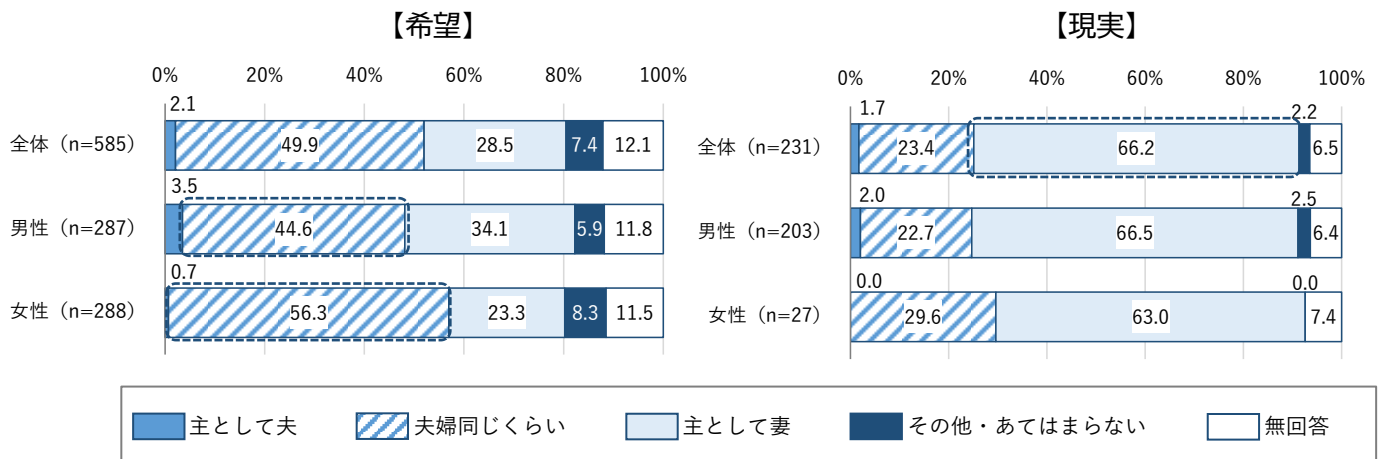
家庭や地域での役割分担について

(※【現実】は結婚している or パートナーと同居している方のみで集計)

①家事(洗濯・掃除・食事等)

希望の役割分担について、「夫婦同じくらい」を希望する「女性」は56.3%と5割を超え、「男性」では44.6%となっています。

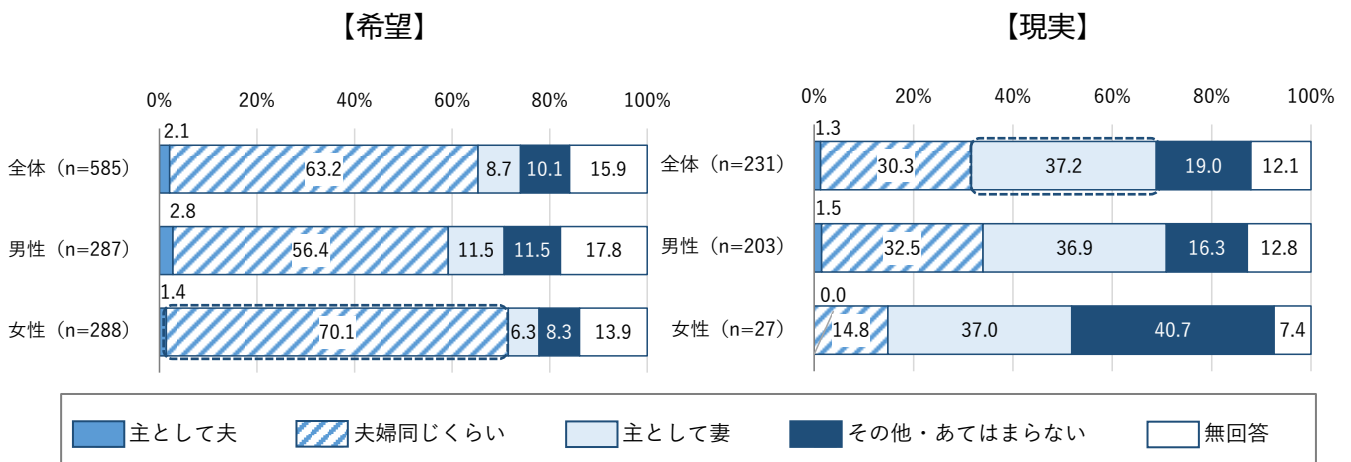
現実の役割分担については、全体で「主として妻」が6割を超え最も高くなっています。



②しつけやあそびなど、日常生活での子育て

希望の役割分担については、全体で「夫婦同じくらい」が最も高くなっているものの、「女性」で70.1%と7割を占めています。

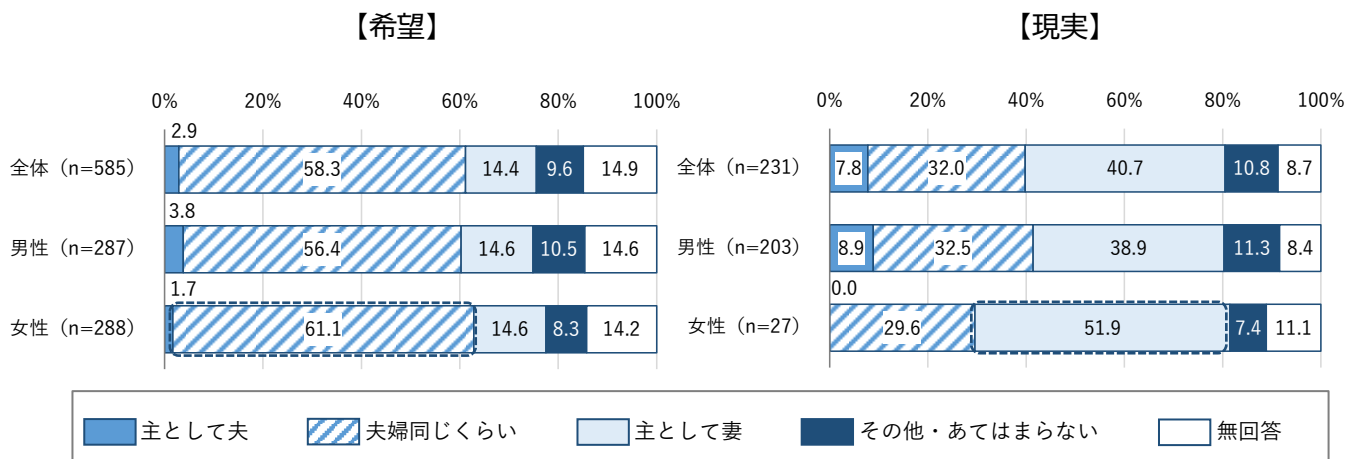
現実の役割分担については、全体では「主として妻」が3割を超え最も高くなっています。



③近所づきあい

希望の役割分担については、全体で「夫婦同じくらい」が最も高くなっているものの、「女性」で61.1%と6割を占めています。

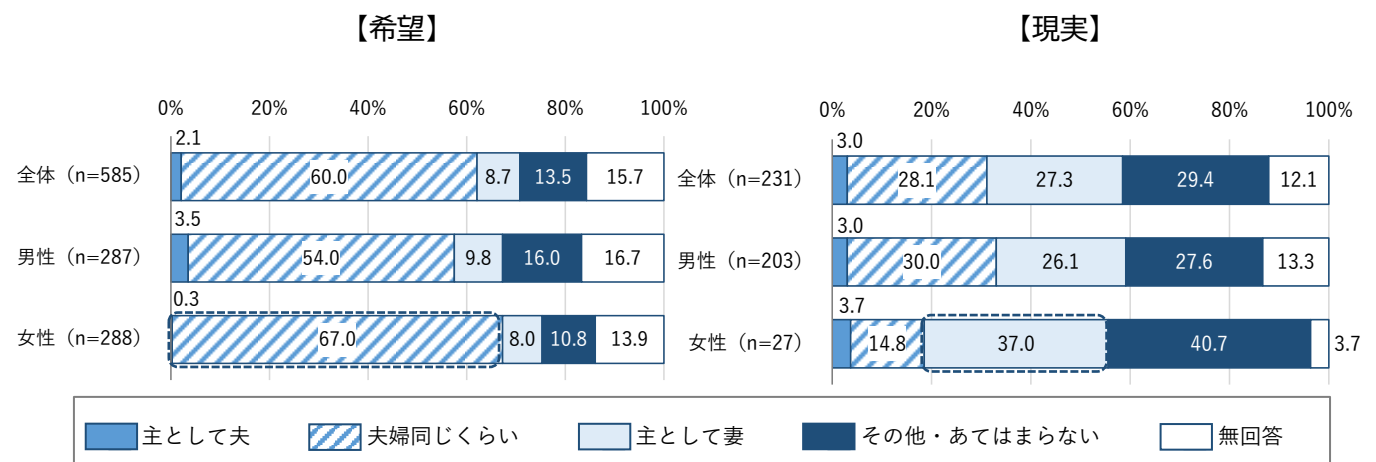
現実の役割分担については、全体では「主として妻」が最も高くなっているものの、「女性」で51.9%と5割を占めています。



④高齢者・病人の世話・介護

希望の役割分担については、全体で「夫婦同じくらい」が最も高くなっているものの、「女性」で67.0%と6割を超えています。

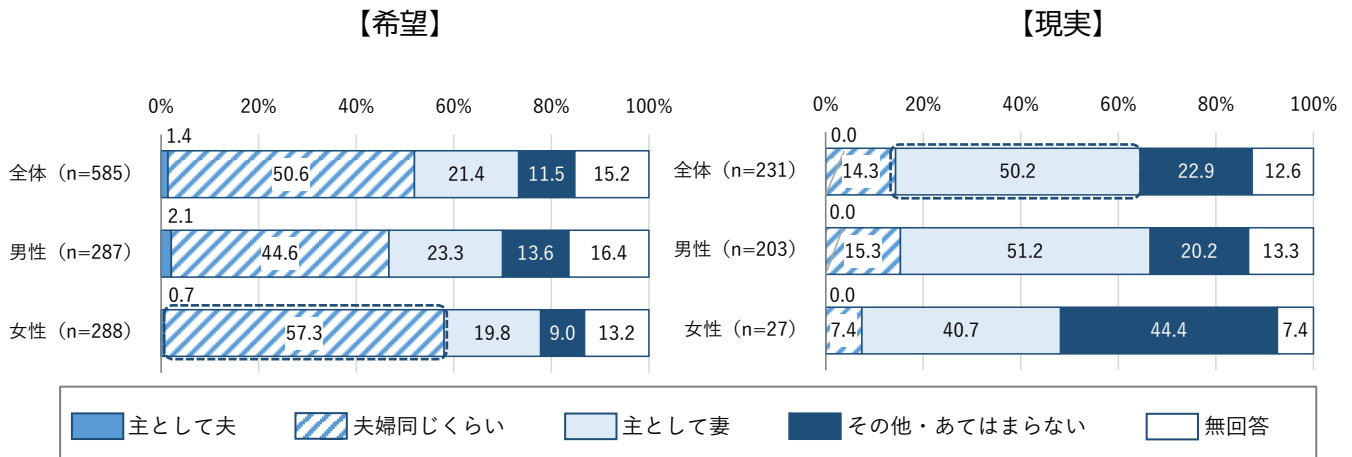
現実の役割分担については、全体では「夫婦同じくらい」が28.1%と3割近くを占める一方で、「女性」で「主として妻」が37.0%と4割近くを占めています。



⑤特に子どもが3歳くらいまでの幼少期の世話

希望の役割分担については、全体で「夫婦同じくらい」が最も高くなっているものの、「女性」で57.3%と5割を超えています。

現実の役割分担については、全体では「主として妻」が最も高くなっています。



- ・労働時間については男性の正規雇用で長くなっています。一方で、家事時間については正規雇用・非正規雇用に関わらず、女性で長い傾向が見られており、性別で差がみられる状況です。
- ・生活の優先度では、仕事だけでなく、個人の生活や家庭・地域活動も優先することを理想とする割合が高いものの、特に男性の30歳代で、現実では仕事を優先している割合が高く、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実に乖離が生じています。
- ・家庭での役割分担については、全ての項目において「夫婦同じくらい」という希望が最も高くなっているものの、現実では「主として妻」が高い結果となっており、希望と現実の役割分担に乖離が生じている状況です。

☞男性の家事・子育て・介護等への参画の促進に向けた啓発、男性の長時間労働の改善および夫婦間でのワーク・ライフ・バランスの見直し、性別役割分担意識の解消等を推進していくことが必要です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について性別で見ると、「男性」で『賛成』（7.7%）と「どちらかといえば賛成」（24.0%）を合わせた『賛成』の合計割合が31.7%と3割を超えている一方で、「女性」では「どちらかといえば反対」（26.7%）と「反対」（28.8%）を合わせた『反対』の合計割合が55.5%と5割を超えています。

性年代別で見ると、「男性」の「70歳以上」で『賛成』の合計割合が4割を超えている一方で、「女性」の「10～20歳代」では『反対』の合計割合が79.0%と8割近くを占めています。

(%)

		調査数	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない	無回答	『賛成』計	『反対』計
全体		585	5.5	21.0	27.0	25.1	16.4	5.0	26.5	52.1
男性		287	7.7	24.0	27.5	21.6	15.7	3.5	31.7	49.1
男性	10～20歳代	21	-	4.8	38.1	33.3	23.8	-	4.8	71.4
	30歳代	22	4.5	18.2	27.3	22.7	27.3	-	22.7	50.0
	40歳代	30	10.0	10.0	23.3	33.3	23.3	-	20.0	56.6
	50歳代	45	4.4	17.8	24.4	28.9	17.8	6.7	22.2	53.3
	60歳代	57	7.0	22.8	31.6	22.8	14.0	1.8	29.8	54.4
	70歳代	68	4.4	39.7	29.4	16.2	5.9	4.4	44.1	45.6
	80歳以上	43	20.9	27.9	20.9	7.0	16.3	7.0	48.8	27.9
女性		288	3.5	18.8	26.7	28.8	17.0	5.2	22.3	55.5
女性	10～20歳代	19	-	10.5	15.8	63.2	10.5	-	10.5	79.0
	30歳代	16	-	6.3	18.8	56.3	12.5	6.3	6.3	75.1
	40歳代	45	-	15.6	31.1	35.6	17.8	-	15.6	66.7
	50歳代	58	-	24.1	32.8	24.1	19.0	-	24.1	56.9
	60歳代	52	5.8	17.3	30.8	30.8	13.5	1.9	23.1	61.6
	70歳代	68	7.4	22.1	22.1	19.1	16.2	13.2	29.5	41.2
	80歳以上	30	6.7	20.0	23.3	10.0	26.7	13.3	26.7	33.3

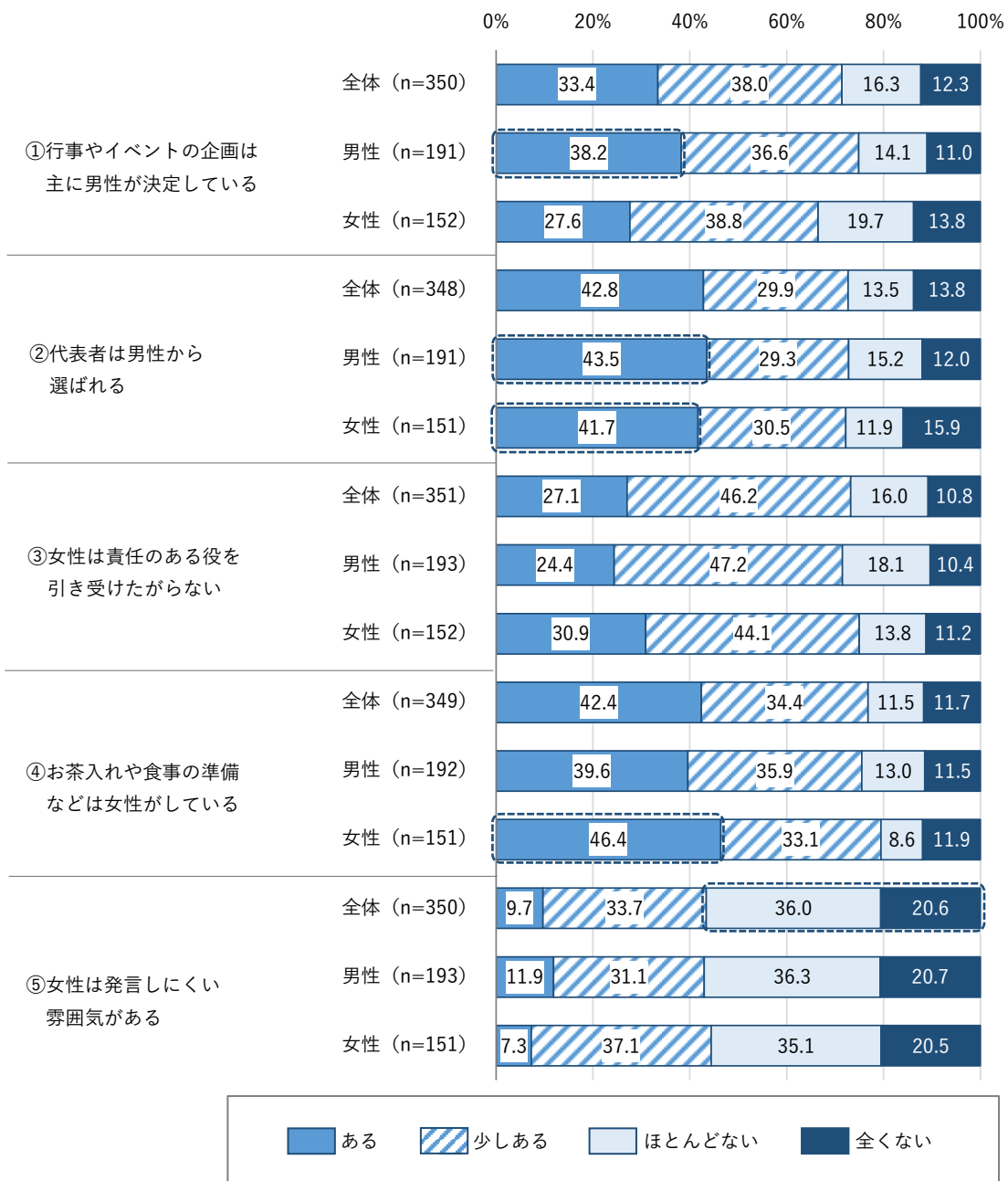
- ・性別役割分担意識については、性別・年代別によって意識差がみられています。
- ☞性別役割分担意識の払拭に向け、年代に応じた効果的な啓発内容・手法等を検討していく必要があります。

地域活動について

(※今まで自治会や町内会の活動に参加したことがある方のみで集計)

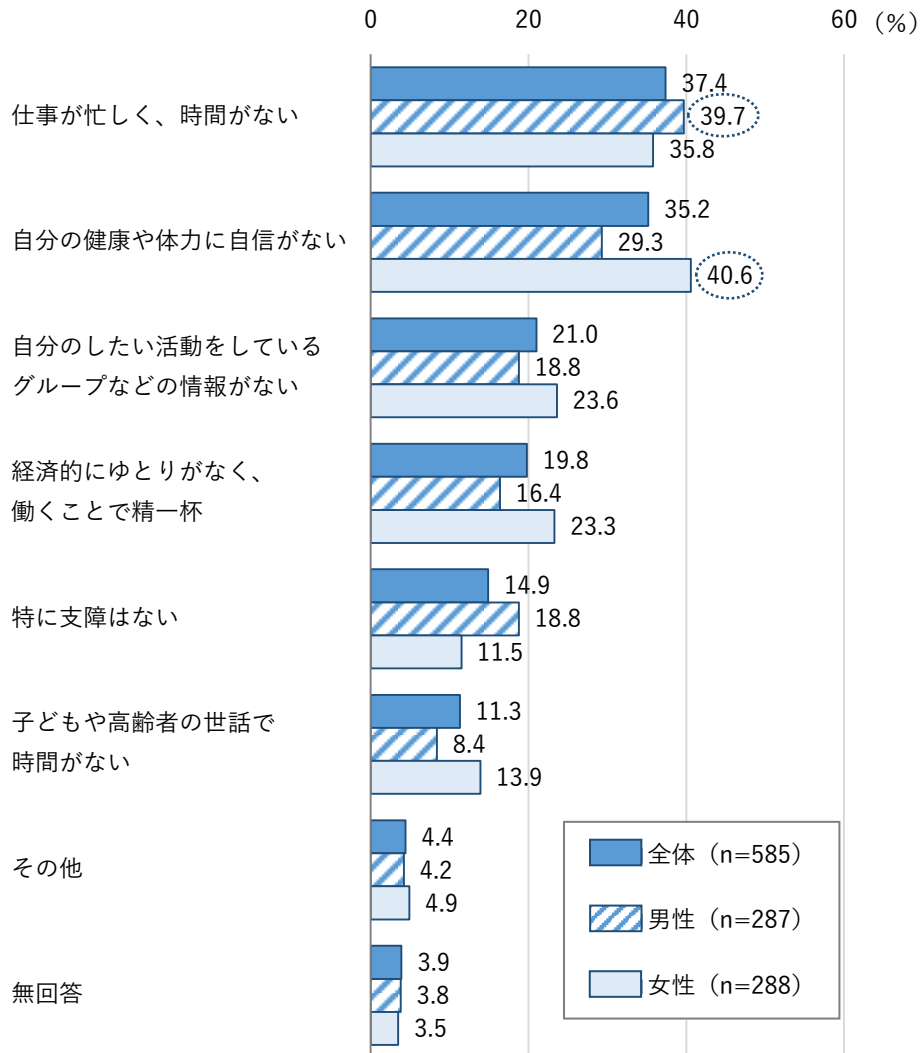
地域活動については、「②代表者は男性から選ばれる」で、男女ともに「ある」の割合が4割を超えています。また、「①行事やイベントの企画は主に男性が決定している」では、「男性」で「ある」が38.2%と4割近くを占め高くなっている一方で、「④お茶入れや食事の準備などは女性がしている」では、「女性」で「ある」の割合が46.4%と4割を超え高くなっています。

一方で、「⑤女性は発言しにくい雰囲気がある」については、全体で「ほとんどない」と「全くない」を合わせた『ない』の合計割合が5割を超え、他の項目より高くなっています。



地域活動に参加しようとするとき支障となることについて

地域活動に参加しようとするとき支障となることについては、「男性」で「仕事が忙しく、時間がない」、「女性」で「自分の健康や体力に自信がない」が、それぞれ最も高くなっています。



・地域活動においても性別による役割分担がみられており、特に代表者が男性から選ばれる傾向が高くなっています。

☞今後、より少子高齢化が進むことから、地域活動における担い手不足の深刻化が予測されます。地域活動における女性参画を進めるために、あらゆる人が地域に参画するための啓発等に努めていく必要があります。

各分野での平等感について

各分野の平等感については、多くの項目で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』の合計割合が、「男性」より「女性」で高くなっています。また、「⑤政治の場」、「⑦社会通念・習慣・しきたり」、「⑨社会全体」で、全体での『男性優遇』の合計割合が6割を超え高くなっています。

(%)

	調査数	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答	『男性優遇』計	『女性優遇』計
① 家庭生活										
全体	585	8.0	39.7	25.5	7.5	1.7	12.1	5.5	47.7	9.2
男性	287	5.6	40.1	32.8	8.4	1.4	7.0	4.9	45.7	9.8
女性	288	10.4	38.9	19.1	6.6	2.1	17.4	5.6	49.3	8.7
② 就業の機会										
全体	585	14.2	45.1	16.1	1.7	0.7	15.0	7.2	59.3	2.4
男性	287	12.5	46.0	20.6	2.1	1.4	10.8	6.6	58.5	3.5
女性	288	15.6	44.8	11.8	1.0	-	19.4	7.3	60.4	1.0
③ 職場										
全体	585	9.4	43.2	22.1	4.1	0.7	13.0	7.5	52.6	4.8
男性	287	7.7	43.2	27.2	4.9	0.3	9.1	7.7	50.9	5.2
女性	288	10.8	44.1	17.0	3.5	1.0	17.0	6.6	54.9	4.5
④ 学校教育の場										
全体	585	1.5	11.5	51.1	1.9	0.3	26.3	7.4	13.0	2.2
男性	287	0.7	10.5	59.9	2.1	0.3	18.8	7.7	11.2	2.4
女性	288	2.1	12.8	42.7	1.7	0.3	34.0	6.3	14.9	2.0
⑤ 政治の場										
全体	585	33.2	32.0	12.8	0.7	-	14.4	7.0	65.2	0.7
男性	287	27.5	33.8	18.5	1.0	-	11.8	7.3	61.3	1.0
女性	288	38.5	30.9	7.3	0.3	-	17.0	5.9	69.4	0.3
⑥ 法律や制度の上										
全体	585	13.8	27.5	26.3	3.1	0.5	21.2	7.5	41.3	3.6
男性	287	12.5	24.7	37.3	4.5	0.3	13.9	6.6	37.2	4.8
女性	288	14.9	30.2	15.6	1.7	0.7	28.8	8.0	45.1	2.4
⑦ 社会通念・習慣・しきたりなど										
全体	585	19.0	44.1	13.5	2.2	0.5	14.0	6.7	63.1	2.7
男性	287	16.7	45.6	19.9	3.5	0.3	8.4	5.6	62.3	3.8
女性	288	20.5	43.4	7.6	1.0	0.7	20.1	6.6	63.9	1.7
⑧ 自治会やPTAなどの地域活動の場										
全体	585	4.6	28.9	30.4	3.9	0.9	24.8	6.5	33.5	4.8
男性	287	3.8	30.3	35.9	4.2	0.3	18.1	7.3	34.1	4.5
女性	288	4.9	27.8	25.3	3.8	1.4	31.9	4.9	32.7	5.2
⑨ 社会全体										
全体	585	13.2	49.6	12.8	3.8	0.5	14.2	6.0	62.8	4.3
男性	287	10.8	52.3	17.1	4.5	0.7	9.8	4.9	63.1	5.2
女性	288	14.9	47.6	8.7	3.1	0.3	19.1	6.3	62.5	3.4

・多くの分野で『男性優遇』の意識が強くなっています。

☞あらゆる分野への女性の参画促進や、社会通念・習慣やしきたりの見直し等の意識改革が求められます。

性の多様性に関する用語の認知度について

「ジェンダー」の認知度については、概ね若い年代で「言葉の意味や内容を知っている」と回答した割合が高い傾向がみられ、特に「女性」の「10～20歳代」で89.5%と9割近くを占めています。

一方で、概ね年代が上がるにつれ「知らない」と回答した割合が高くなる傾向がみられ、特に「女性」の「80歳以上」で63.3%と6割を超えています。

(%)

① ジェンダー		調査数	言葉の意味や内容を知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
全体		585	46.2	31.1	19.8	2.9
男性		287	46.3	35.5	16.4	1.7
男性	10～20歳代	21	61.9	28.6	4.8	4.8
	30歳代	22	72.7	22.7	4.5	-
	40歳代	30	60.0	40.0	-	-
	50歳代	45	42.2	44.4	11.1	2.2
	60歳代	57	56.1	33.3	10.5	-
	70歳代	68	35.3	38.2	25.0	1.5
	80歳以上	43	25.6	30.2	39.5	4.7
女性		288	46.2	27.4	22.9	3.5
女性	10～20歳代	19	89.5	10.5	-	-
	30歳代	16	62.5	37.5	-	-
	40歳代	45	62.2	33.3	4.4	-
	50歳代	58	60.3	25.9	13.8	-
	60歳代	52	53.8	21.2	23.1	1.9
	70歳代	68	20.6	35.3	36.8	7.4
	80歳以上	30	3.3	20.0	63.3	13.3

「LGBT*」の認知度については、概ね若い年代で「言葉の意味や内容を知っている」と回答した割合が高い傾向がみられ、特に「男性」の「30歳代」、「女性」の「10～20歳代」で7割を超えています。

一方で、概ね年代が上がるにつれ「知らない」と回答した割合が高くなる傾向がみられ、特に「女性」の「80歳以上」で70.0%と7割を占めています。

(%)

② LGBT		調査数	言葉の意味や内容を知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
全体		585	39.8	26.3	30.4	3.4
男性		287	40.1	31.4	27.2	1.4
男性	10～20歳代	21	61.9	23.8	9.5	4.8
	30歳代	22	77.3	13.6	9.1	-
	40歳代	30	53.3	36.7	10.0	-
	50歳代	45	40.0	35.6	22.2	2.2
	60歳代	57	47.4	31.6	21.1	-
	70歳代	68	23.5	36.8	38.2	1.5
	80歳以上	43	18.6	25.6	53.5	2.3
女性		288	40.3	21.9	33.0	4.9
女性	10～20歳代	19	73.7	15.8	10.5	-
	30歳代	16	68.8	31.3	-	-
	40歳代	45	64.4	26.7	8.9	-
	50歳代	58	53.4	22.4	24.1	-
	60歳代	52	38.5	25.0	34.6	1.9
	70歳代	68	14.7	22.1	52.9	10.3
	80歳以上	30	3.3	6.7	70.0	20.0

「SOGI*」の認知度については、「女性」の「10～20歳代」で「言葉の意味や内容を知っている」と答えた割合が21.1%と2割を超えやや高くなっています。

一方で、「男性」の「40歳代」で「知らない」が80.0%と8割を占めています。

(%)

③ SOGI		調査数	言葉の意味や内容を知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
全体		585	6.7	17.6	72.3	3.4
男性		287	8.4	18.1	71.8	1.7
男性	10～20歳代	21	14.3	9.5	71.4	4.8
	30歳代	22	18.2	9.1	72.7	-
	40歳代	30	3.3	16.7	80.0	-
	50歳代	45	8.9	26.7	60.0	4.4
	60歳代	57	14.0	21.1	64.9	-
	70歳代	68	2.9	17.6	77.9	1.5
	80歳以上	43	4.7	14.0	79.1	2.3
女性		288	5.2	17.7	72.6	4.5
女性	10～20歳代	19	21.1	21.1	57.9	-
	30歳代	16	12.5	12.5	75.0	-
	40歳代	45	2.2	24.4	73.3	-
	50歳代	58	3.4	19.0	77.6	-
	60歳代	52	5.8	21.2	71.2	1.9
	70歳代	68	4.4	13.2	73.5	8.8
	80歳以上	30	-	10.0	70.0	20.0

性的マイノリティの方々にとって生活しづらい社会であるかについて

性的マイノリティの方々にとって生活しづらい社会であるかについては、「女性」の「10～20歳代」で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』の合計割合が89.5%と9割近くを占め高くなっています。

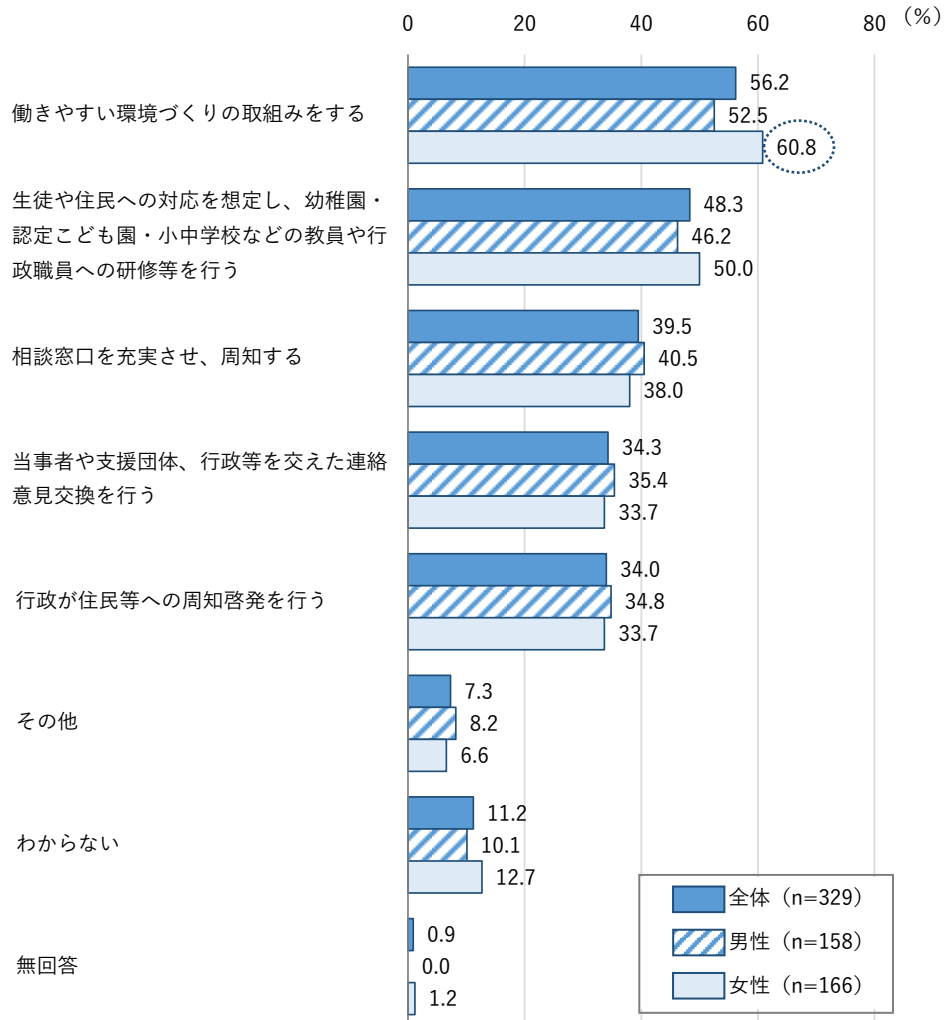
(%)

	調査数	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そうは思わない	わからない	無回答	『そう思う』 合計	『そう思わない』 合計	
全体	585	24.6	31.6	7.2	4.4	27.5	4.6	56.2	11.6	
男性	287	24.0	31.0	8.4	6.3	26.5	3.8	55.0	14.7	
男性	10～20歳代	21	19.0	42.9	9.5	-	23.8	4.8	61.9	9.5
	30歳代	22	36.4	36.4	4.5	4.5	18.2	-	72.8	9.0
	40歳代	30	30.0	36.7	10.0	3.3	16.7	3.3	66.7	13.3
	50歳代	45	26.7	24.4	8.9	6.7	28.9	4.4	51.1	15.6
	60歳代	57	29.8	40.4	5.3	7.0	17.5	-	70.2	12.3
	70歳代	68	22.1	26.5	8.8	8.8	30.9	2.9	48.6	17.6
	80歳以上	43	9.3	20.9	11.6	7.0	39.5	11.6	30.2	18.6
女性	288	24.7	33.0	5.9	2.8	28.5	5.2	57.7	8.7	
女性	10～20歳代	19	57.9	31.6	-	-	10.5	-	89.5	0.0
	30歳代	16	25.0	43.8	12.5	-	18.8	-	68.8	12.5
	40歳代	45	28.9	33.3	13.3	4.4	17.8	2.2	62.2	17.7
	50歳代	58	24.1	50.0	8.6	1.7	15.5	-	74.1	10.3
	60歳代	52	25.0	36.5	3.8	5.8	25.0	3.8	61.5	9.6
	70歳代	68	20.6	22.1	2.9	1.5	41.2	11.8	42.7	4.4
	80歳以上	30	6.7	13.3	-	3.3	63.3	13.3	20.0	3.3

性的マイノリティの方々が生活しやすくなるために必要な対策について

(※前頁の間で「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」と回答した方のみで集計)

性的マイノリティの方々が生活しやすくなるために必要な対策については、全体で「働きやすい環境づくりの取組みをする」が最も高くなっており、特に「女性」で60.8%と6割を占めています。



・若年層では性的マイノリティに関する用語の認知度が比較的高いですが、特に高齢者層で認知度が低くなっています。

☞各年代層に応じた、効果的な啓発手法・啓発内容の検討を行う必要があります。

・性的マイノリティの方々にとって生活しづらい社会であるか、については、「女性」の「10～20歳代」で『そう思う』の割合が9割近くを占めています。

☞性的マイノリティの方々が生活しやすい社会に向け、働きやすい環境づくり、教育現場への研修、相談窓口の充実・周知等に努めていくことが重要です。

女性視点での防災について

防災や震災対応に女性が参画するために必要な施策については、「男性」で「備蓄品について女性の視点を入れる」、「女性」で「性別や立場によって異なる災害時の備え(生活環境・物資・安全など)について知識を普及する」が、それぞれ最も高くなっています。性年代別にみると、「女性」の「30歳代」で「備蓄品について女性の視点を入れる」が81.3%と8割を超えています。

(%)

	調査数	市の防災会議や災害対策本部に女性の委員・職員を増やす	地域防災拠点の運営に女性も参画できるようにする	女性も男性も防災活動や訓練に取り組む	備蓄品について女性の視点を入れる	女性に配慮した避難所マニュアルなどをつくり、女性が安全に過しせるようにする	防災や災害現場で活動する女性のリーダーを育成する	日ごろからの男女平等、男女共同参画意識を高める	性別や立場によって異なる災害時の備え(生活環境・物資・安全など)について知識を普及する	その他	わからない	無回答	
全体	585	45.3	42.2	53.0	58.1	52.3	31.6	39.7	51.8	1.5	7.9	2.2	
男性	287	48.8	47.4	53.3	61.0	49.1	34.5	43.6	46.7	1.7	7.0	1.4	
男性	10~20歳代	21	47.6	38.1	42.9	57.1	57.1	28.6	42.9	61.9	4.8	4.8	4.8
	30歳代	22	36.4	45.5	36.4	59.1	68.2	27.3	27.3	50.0	4.5	9.1	-
	40歳代	30	40.0	33.3	26.7	70.0	50.0	13.3	20.0	36.7	6.7	10.0	-
	50歳代	45	51.1	44.4	51.1	57.8	44.4	26.7	40.0	37.8	-	8.9	2.2
	60歳代	57	54.4	54.4	63.2	63.2	56.1	33.3	49.1	50.9	1.8	5.3	-
	70歳代	68	48.5	52.9	54.4	55.9	39.7	47.1	50.0	47.1	-	7.4	1.5
	80歳以上	43	53.5	48.8	74.4	67.4	46.5	46.5	55.8	48.8	-	2.3	2.3
女性	288	41.3	36.8	53.1	56.3	55.6	29.2	36.8	57.3	1.4	8.7	2.4	
女性	10~20歳代	19	57.9	52.6	63.2	73.7	47.4	31.6	68.4	68.4	-	10.5	-
	30歳代	16	56.3	31.3	56.3	81.3	62.5	25.0	31.3	75.0	12.5	-	-
	40歳代	45	37.8	28.9	55.6	64.4	62.2	28.9	37.8	75.6	-	6.7	-
	50歳代	58	39.7	34.5	51.7	63.8	69.0	29.3	34.5	63.8	-	10.3	-
	60歳代	52	42.3	40.4	48.1	44.2	53.8	32.7	42.3	57.7	1.9	9.6	1.9
	70歳代	68	39.7	38.2	55.9	50.0	54.4	30.9	27.9	45.6	1.5	5.9	4.4
	80歳以上	30	33.3	36.7	46.7	40.0	26.7	20.0	33.3	26.7	-	16.7	10.0

・過去の大規模災害時において、避難所におけるプライバシーの確保や衛生用品の不足、女性や子どもを狙った犯罪等、女性等の視点に配慮した取組みが不足していたという課題があげられています。

☞防災・減災を推進していくため、備蓄品をはじめとした様々な場面に女性の視点を入れる取組み、防災会議・防災活動等への女性参画の促進、ジェンダー平等の視点を取り入れた取組みを進めていく必要があります。

DV・デートDV*の認知度について

「①DV」の「言葉の意味や内容を知っている」は全体で 78.5%と8割近くを占めていますが、「②デートDV」については全体で33.2%と3割強となっています。

性年代別でみると、「①DV」については、男女ともに「10～50歳代」で「言葉の意味や内容を知っている」が8割を超えている一方で、「女性」の「80歳以上」では「知らない」が33.3%と3割を超えています。「②デートDV」については、「女性」の「10～20歳代」では「言葉の意味や内容を知っている」が63.2%と6割を超えているものの、その他の年代では5割未満となっています。

① DV						
	調査数	言葉の意味や内容を知っている	聞いた言葉はことがある	知らない	無回答	
全体	585	78.5	12.8	6.0	2.7	
男性	287	80.1	13.9	4.2	1.7	
男性	10～20歳代	21	81.0	14.3	-	4.8
	30歳代	22	100.0	-	-	-
	40歳代	30	90.0	10.0	-	-
	50歳代	45	84.4	6.7	4.4	4.4
	60歳代	57	82.5	15.8	1.8	-
	70歳代	68	75.0	19.1	2.9	2.9
	80歳以上	43	62.8	20.9	16.3	-
女性	288	77.8	11.8	7.6	2.8	
女性	10～20歳代	19	94.7	5.3	-	-
	30歳代	16	93.8	6.3	-	-
	40歳代	45	93.3	6.7	-	-
	50歳代	58	93.1	5.2	1.7	-
	60歳代	52	78.8	9.6	9.6	1.9
	70歳代	68	64.7	19.1	8.8	7.4
	80歳以上	30	33.3	26.7	33.3	6.7
② デートDV						
全体	585	33.2	16.9	45.0	5.0	
男性	287	32.1	20.9	43.6	3.5	
男性	10～20歳代	21	47.6	19.0	28.6	4.8
	30歳代	22	45.5	13.6	40.9	-
	40歳代	30	40.0	13.3	46.7	-
	50歳代	45	33.3	22.2	40.0	4.4
	60歳代	57	38.6	24.6	35.1	1.8
	70歳代	68	17.6	23.5	54.4	4.4
	80歳以上	43	25.6	18.6	48.8	7.0
女性	288	34.0	13.2	46.9	5.9	
女性	10～20歳代	19	63.2	15.8	21.1	-
	30歳代	16	43.8	18.8	37.5	-
	40歳代	45	40.0	8.9	51.1	-
	50歳代	58	36.2	10.3	51.7	1.7
	60歳代	52	38.5	21.2	38.5	1.9
	70歳代	68	20.6	11.8	52.9	14.7
	80歳以上	30	20.0	10.0	53.3	16.7

DV・デートDVの経験について

DV・デートDVの経験については、いずれの項目においても「されたことがある」が、「男性」より「女性」で高くなっており、特に「②平手でぶつ、足でける、物をなげつける」・「⑨大声でどなる」では「女性」で2割を占めています。また、「男性」で「⑨大声でどなる」行為を「したことがある」と答えた割合が23.7%と2割を超えています。

(%)

		調査数	したことがある	されたことがある	どちらもない	無回答
①生命の危機を感じるほどの暴力をふるう	全体	585	0.3	5.3	87.5	7.0
	男性	287	0.3	1.4	94.1	4.5
	女性	288	0.3	9.0	81.9	8.7
②平手でぶつ、足でける、物をなげつける	全体	585	5.3	12.5	76.9	6.8
	男性	287	8.0	4.5	84.3	4.5
	女性	288	2.8	20.8	70.1	8.0
③殴るふりをしておどしたり、暴れて物を壊す	全体	585	5.1	10.1	78.1	7.5
	男性	287	8.4	3.8	84.0	4.5
	女性	288	2.1	16.7	72.9	9.4
④嫌がるのに、性的な行為を強要する	全体	585	1.4	6.7	83.9	8.0
	男性	287	2.1	0.7	92.0	5.2
	女性	288	0.7	12.8	76.7	9.7
⑤避妊に協力しない	全体	585	1.0	6.7	83.2	9.1
	男性	287	1.4	0.3	92.3	5.9
	女性	288	0.7	13.2	75.0	11.1
⑥「誰のおかげで生活できてるんだ」と言う	全体	585	3.6	8.0	80.2	8.2
	男性	287	6.3	1.4	86.8	5.6
	女性	288	1.0	14.9	74.3	9.7
⑦生活費を渡さない、家計等に必要なお金を出してもらえない	全体	585	0.7	7.9	83.4	8.0
	男性	287	0.3	1.7	92.7	5.2
	女性	288	1.0	14.2	75.0	9.7
⑧交友関係や電話、郵便物等を細かく監視したり、外出を制限する	全体	585	0.7	6.3	84.8	8.2
	男性	287	-	2.1	92.0	5.9
	女性	288	1.4	10.8	78.5	9.4
⑨大声でどなる	全体	585	14.0	14.9	66.8	7.0
	男性	287	23.7	7.3	67.6	4.2
	女性	288	4.9	22.9	66.3	8.7
⑩何を言っても、無視し続ける	全体	585	6.0	8.5	77.9	8.2
	男性	287	5.9	5.9	83.6	5.2
	女性	288	6.3	11.5	72.9	10.1
⑪「別れたら死ぬ」などと言う	全体	585	1.0	3.9	86.7	8.7
	男性	287	0.3	2.4	91.6	5.6
	女性	288	1.7	5.6	82.6	10.8

DV・デートDVにあてはまる行為の認知について

前頁の行為がDV(デートDV)にあてはまると知っていたかについては、「男性」の「10～20歳代」と「女性」の「30歳代」で「知っていた」が6割を超えている一方で、「男性」の「30歳代」で「知らなかった」が68.2%と7割近くを占め高くなっています。

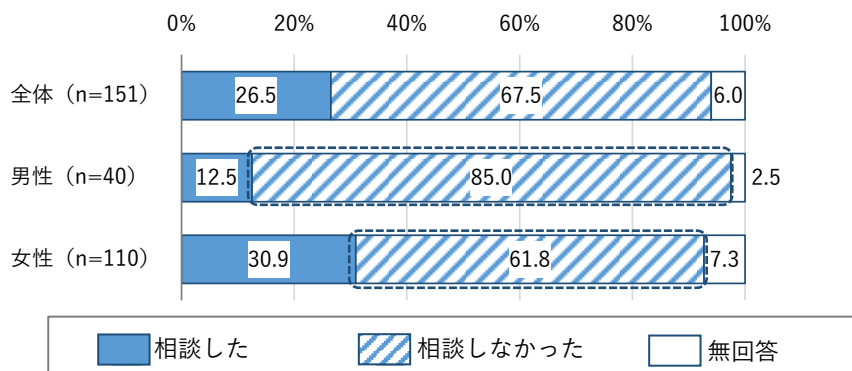
(%)

		調査数	知っていた	知らなかった	無回答
全体		585	45.0	50.9	4.1
男性		287	47.7	48.1	4.2
男性	10～20歳代	21	66.7	28.6	4.8
	30歳代	22	31.8	68.2	-
	40歳代	30	46.7	50.0	3.3
	50歳代	45	53.3	42.2	4.4
	60歳代	57	54.4	42.1	3.5
	70歳代	68	48.5	45.6	5.9
	80歳以上	43	32.6	62.8	4.7
女性		288	42.4	53.8	3.8
女性	10～20歳代	19	52.6	47.4	-
	30歳代	16	62.5	31.3	6.3
	40歳代	45	40.0	60.0	-
	50歳代	58	37.9	60.3	1.7
	60歳代	52	51.9	44.2	3.8
	70歳代	68	36.8	54.4	8.8
	80歳以上	30	33.3	63.3	3.3

DV・デートDVを受けた際の相談状況について

(※DV・デートDVの経験の間で1つでも「されたことがある」と答えた方のみで集計)

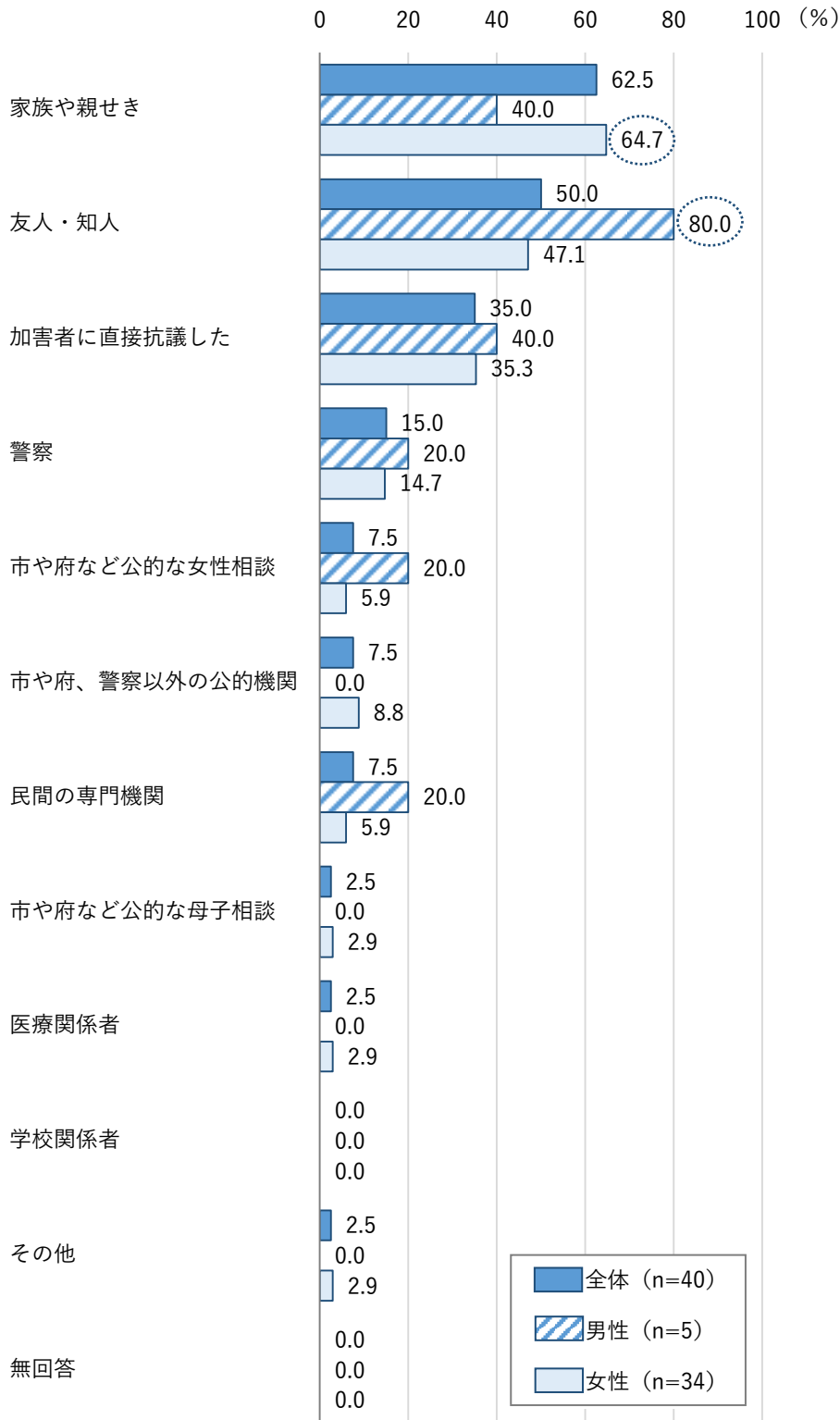
DV(デートDV)を受けた際の相談の有無については、「相談しなかった」が「男性」で85.0%、「女性」で61.8%となっています。



DV・デートDVの相談先

(※DV・デートDVを受けた際の相談についての問で「相談した」と答えた方のみで集計)

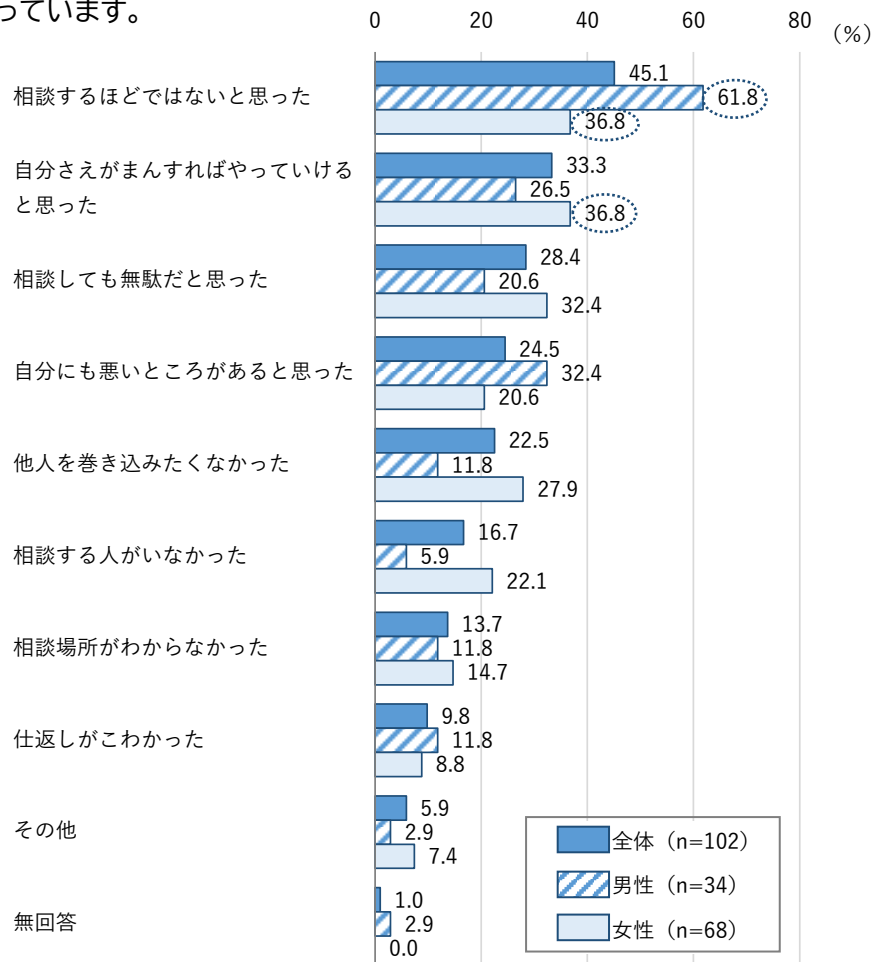
DVを受けた際の相談先については、「男性」で「友人・知人」が80.0%、「女性」で「家族や親せき」が64.7%と、身近な関係者への相談が多くなっています。



DV・デートDVを受けた際に相談しなかった理由

(DV・デートDVを受けた際の相談についての間で「相談しなかった」と答えた方のみで集計)

DVを受けた際に相談しなかった理由については、「男性」で「相談するほどではないと思った」、
「女性」で「相談するほどではないと思った」・「自分さえがまんすればやっていけると思った」がそれぞれ最も高くなっています。



- ・「DV」に対し、「デートDV」に対する認知度が低くなっています。
- ・DV被害にあった(されたことがある)経験は女性で男性より数倍高くなっています。
- ☞多様な暴力形態について啓発し、あらゆる暴力を許さない人権意識の醸成が重要です。
- ☞子ども、若者を暴力の被害者にも加害者にもしないために、デートDVをはじめとした様々な暴力の形態について、教育・啓発を推進する必要があります。
- ☞成年年齢が18歳に引き下げられたことから、AV出演強要問題・「JKビジネス」問題による被害増大が懸念されています。子ども・若年層への啓発については、性暴力の被害防止の面からも重要視していく必要があります。
- ・被害を受けても相談をしない人が多く、男性では8割を超えています。
- ・相談しなかった理由から被害認識の薄さや、被害者が自分を責める傾向等が見受けられます。
- ☞被害について、男性は女性より相談しづらいといった社会的風潮があるため、今後誰もが相談しやすいように相談機関の周知を図るとともに、被害を受けた人が相談しやすい窓口となるよう努めていくことが重要です。

男女共同参画に関するこれまでの取組みについて

男女共同参画に関するこれまでの取組みの進捗については、「⑧女性が、仕事や地域活動に参加することに対する家族の理解」で、「進んでいる」と「少し進んでいる」を合わせた『進んでいる』の合計割合が40.5%と4割を占めています。一方で、「④介護する家族の負担を軽減するための支援」・「⑤男性対象の子育て講座など、男性に対する子育て支援」では、「あまり進んでいない」と「全く進んでいない」を合わせた『進んでいない』の合計割合が4割を超えています。

性別にみると、「①男女共同参画に対する理解」で、『進んでいる』の割合が、「男性」で「女性」より12.0ポイント高くなっています。

(%)

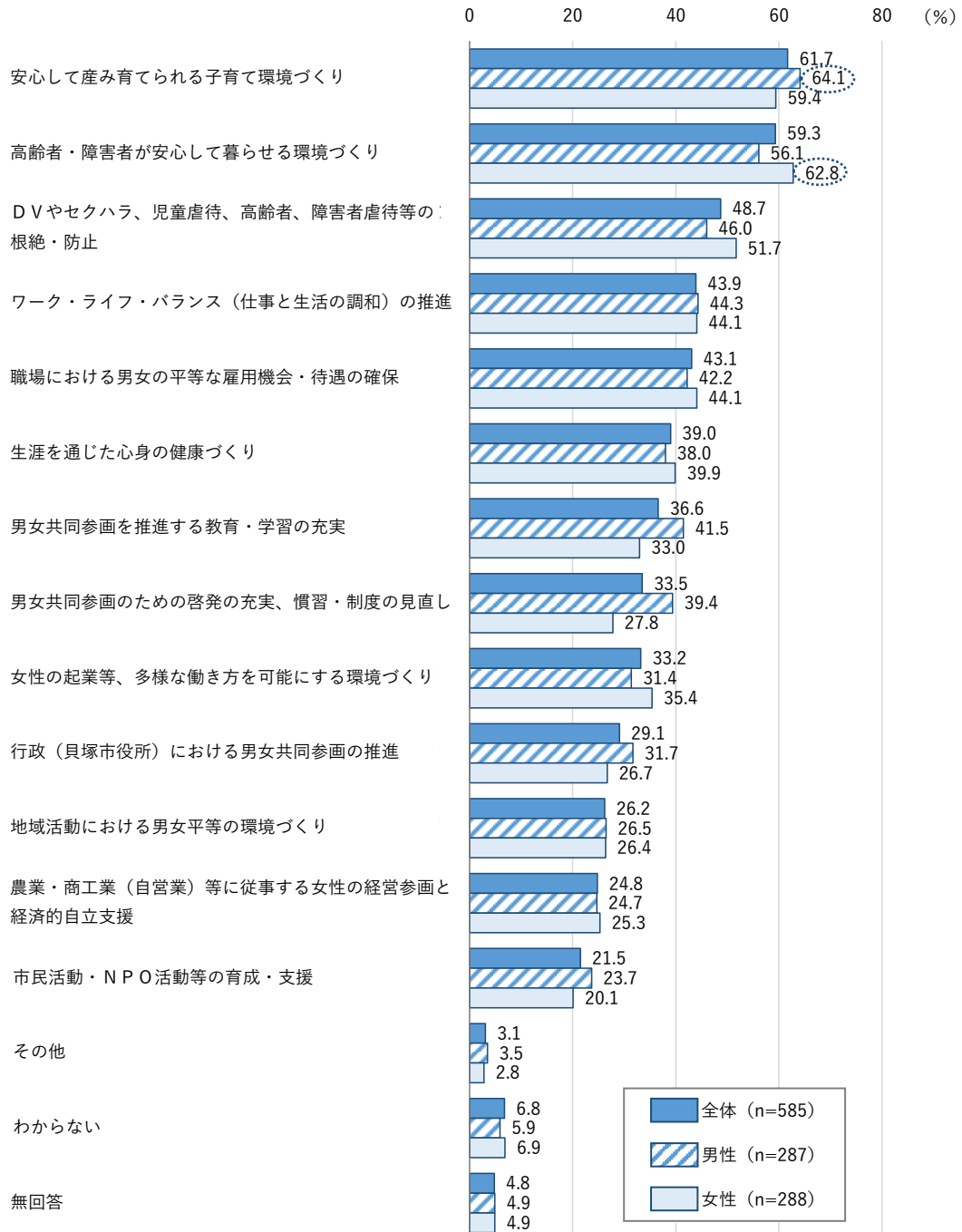
		調査数	進んでいる	少し進んでいる	あまり進んでいない	全く進んでいない	わからない	無回答	『進んでいる』計	『進んでいない』計
①男女共同参画に対する理解	全体	585	6.7	26.8	24.4	2.2	34.2	5.6	33.5	26.6
	男性	287	8.0	31.4	28.6	2.1	24.4	5.6	39.4	30.7
	女性	288	5.2	22.2	20.8	2.1	44.1	5.6	27.4	22.9
②技能講習や労働相談など、女性が働くことに関する支援	全体	585	5.3	28.2	24.6	3.2	31.5	7.2	33.5	27.8
	男性	287	3.8	31.4	27.2	3.8	28.6	5.2	35.2	31.0
	女性	288	6.9	25.0	22.9	2.1	34.4	8.7	31.9	25.0
③女性が、仕事や地域活動に参加するための保育サービス	全体	585	3.6	25.0	30.4	5.6	28.9	6.5	28.6	36.0
	男性	287	2.8	28.9	32.1	7.3	24.4	4.5	31.7	39.4
	女性	288	4.5	20.8	29.9	3.5	33.3	8.0	25.3	33.4
④介護する家族の負担を軽減するための支援	全体	585	4.4	18.3	32.8	12.5	26.5	5.5	22.7	45.3
	男性	287	3.5	17.1	33.8	16.4	24.7	4.5	20.6	50.2
	女性	288	5.2	19.8	31.9	8.3	28.5	6.3	25.0	40.2
⑤男性対象の子育て講座など、男性に対する子育て支援	全体	585	2.6	15.9	27.7	12.5	35.2	6.2	18.5	40.2
	男性	287	3.5	19.2	28.9	16.0	26.8	5.6	22.7	44.9
	女性	288	1.4	12.8	26.7	9.0	43.4	6.6	14.2	35.7
⑥学校等における男女平等の意識を育てる教育	全体	585	3.8	17.8	18.5	5.3	48.7	6.0	21.6	23.8
	男性	287	4.2	21.3	22.6	7.0	40.1	4.9	25.5	29.6
	女性	288	3.1	14.6	14.6	3.5	57.6	6.6	17.7	18.1
⑦男は仕事、女は家庭など、男女の固定的な役割分担の見直し	全体	585	5.3	27.2	28.4	9.1	24.1	6.0	32.5	37.5
	男性	287	6.3	28.6	31.7	10.5	18.5	4.5	34.9	42.2
	女性	288	4.5	25.7	25.7	7.3	30.2	6.6	30.2	33.0

(%)

		調査数	進んでいる	少し進んでいる	あまり進んでいない	全く進んでいない	わからない	無回答	『進んでいる』計	『進んでいない』計
⑧女性が、仕事や地域活動に参加することに対する家族の理解	全体	585	7.0	33.5	24.6	4.6	24.6	5.6	40.5	29.2
	男性	287	7.3	35.2	28.2	4.5	19.9	4.9	42.5	32.7
	女性	288	6.9	31.9	20.8	4.5	29.9	5.9	38.8	25.3
⑨自治会やPTA、職場において、重要事項を決める会議への女性の参画	全体	585	5.6	28.7	20.3	3.2	35.9	6.2	34.3	23.5
	男性	287	6.3	30.7	22.6	4.2	31.0	5.2	37.0	26.8
	女性	288	5.2	26.7	18.4	1.7	41.3	6.6	31.9	20.1
⑩職場における配置や昇進、職務分担などに対する男女格差の解消	全体	585	3.2	23.2	29.2	8.9	29.4	6.0	26.4	38.1
	男性	287	3.8	27.2	31.4	8.7	24.0	4.9	31.0	40.1
	女性	288	2.8	19.4	27.4	8.3	35.4	6.6	22.2	35.7
⑪セクシャル・ハラスメント防止のための啓発や、相談体制	全体	585	5.1	22.2	25.6	8.2	33.3	5.5	27.3	33.8
	男性	287	5.6	24.0	30.3	8.7	27.2	4.2	29.6	39.0
	女性	288	4.9	20.8	21.9	7.6	38.5	6.3	25.7	29.5
⑫DV被害者のための相談体制	全体	585	2.1	17.6	22.6	7.7	44.1	6.0	19.7	30.3
	男性	287	2.4	20.6	25.8	7.7	38.7	4.9	23.0	33.5
	女性	288	1.7	14.6	19.8	7.6	49.7	6.6	16.3	27.4
⑬生涯にわたる健康についての情報提供や相談体制	全体	585	3.6	26.7	23.6	5.5	34.9	5.8	30.3	29.1
	男性	287	3.8	25.4	30.0	6.3	29.6	4.9	29.2	36.3
	女性	288	3.5	28.1	17.0	4.5	40.6	6.3	31.6	21.5
⑭性的マイノリティであるかどうかを問わずに、全ての市民が平等に生活できる社会に向けた支援	全体	585	2.2	14.5	23.8	8.9	45.1	5.5	16.7	32.7
	男性	287	2.4	15.3	27.9	10.8	39.0	4.5	17.7	38.7
	女性	288	2.1	13.9	20.1	6.6	51.4	5.9	16.0	26.7

男女共同参画をすすめるために、貝塚市が力を入れるべきだと思うことについて

男女共同参画をすすめるために貝塚市が力を入れるべきだと思うことについては、「男性」で「安心して産み育てられる子育て環境づくり」、「女性」で「高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり」がそれぞれ6割を超え最も高くなっています。



☞子育て支援、高齢者・障害のある人を含め、様々な人が安心して暮らせるまちづくり、暴力のない安全なまちづくり等を特に推進していくことが求められます。

3 第3期プランの評価

第3期プランでは、計画の進捗管理のため、令和4(2022)年までの目標値を設定しました。下記に第3期プランで掲げた目標値に対する達成状況を示しています。

内容をみると、「男性市職員に対する育児休業の取得率」のみ目標値を達成したものの、その他11項目は未達成となっています。達成に向け、第4期プランでの取組みを推進していくとともに、引き続き、庁内各担当課への周知・啓発・指導を行います。

	策定時 (調査時期)	目標値 (令和4年)	現状値 (調査時期)	評価
基本目標1 男女共同参画による活力あるまちづくりをめざします				
審議会等委員に占める女性の割合	17.0% (平成24年)	35%	25.2% (令和4年)	未達成
市職員の管理職(課長補佐級以上)における女性の割合	19.3% (平成24年)	30%	26.8% (令和4年)	未達成
小中学校教職員における女性管理職の割合	18.8% (平成24年)	30%	15.6% (令和4年)	未達成
自治体、PTA、職場において重要事項を決める会議への女性参画が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合※	50.7% (平成23年)	70%	34.3% (令和4年)	未達成
基本目標2 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を進めます				
男女の固定的な役割分担の見直しが「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合※	33.9% (平成23年)	50%	32.5% (令和4年)	未達成
女性が仕事や地域活動に参加することに対する家族の理解が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合※	48.4% (平成23年)	70%	40.5% (令和4年)	未達成
基本目標3 仕事と生活の調和に向けた働きかけを推進します				
職場での配置昇進などに対する男女格差の解消が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合※	31.8% (平成23年)	50%	26.4% (令和4年)	未達成
就業の機会について男女が「平等である」と答えた人の割合	18.6% (平成23年)	30%	16.1% (令和4年)	未達成
男性市職員に対する育児休業の取得率	0% (平成23年度)	10%	20.0% (令和3年度)	達成
男性に対する子育て支援施策が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合※	18.4% (平成23年)	30%	18.5% (令和4年)	未達成
基本目標5 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会をめざします				
配偶者や恋人にされた・した行為がDVにあてはまると知っている人の割合	48.2% (平成23年)	70%	45.0% (令和4年)	未達成
DV被害者のための相談体制が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合※	21.1% (平成23年)	40%	19.7% (令和4年)	未達成

※アンケートの選択肢に「わからない」を追加しており、策定時とは問い方が異なる。

第Ⅲ章 第4期プランの基本的な考え方

1 第4期プランの基本理念

第4期プランの基本理念については、第3期プランを踏襲し、「互いを尊重し、個性や能力を発揮できる、元気な貝塚市」とし、今後も継続的に取組みを推進していきます。

基本理念:互いを尊重し、個性や能力を発揮できる、元気な貝塚市

2 第4期プランの基本目標

第4期プランでは、「互いを尊重し、個性や能力を発揮できる、元気な貝塚市」という基本理念のもと、次の5つの基本目標を柱に各施策を展開します。

基本目標 1	人権尊重・男女共同参画社会の 実現に向けた意識づくり	人権尊重の意識づくりや固定的な性別役割分担意識*の解消に向けた取組みを進めます。
基本目標 2	あらゆる分野への女性参画の推進	政策・方針決定の場や防災分野、地域活動等、様々な分野への女性参画を促進する取組みを進めます。
基本目標 3	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の推進	一人ひとりが希望する生き方を実現できるよう、女性活躍の推進や多様な働き方等の取組みを進めます。
基本目標 4	健康で安心して暮らせるための 環境の整備	すべての人が健康で安心して生活できるよう、健康づくりに関する取組みや様々な困難を抱える人への支援を進めます。
基本目標 5	あらゆる暴力の根絶	あらゆる暴力の防止・予防に関する取組みや、被害者の方への切れ目のない支援を進めます。

3 第4期プランの体系

基本理念	互いを尊重し、個性や能力を發揮できる、元気な貝塚市
------	---------------------------

基本目標	今後の取組み	具体的施策
人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1. 男女共同参画意識を高めるための啓発・学習機会の充実	①男女共同参画に関する情報や学習機会の提供 ②市職員の男女共同参画意識の向上 ③性の多様性に対する理解促進
	2. 学校等における男女共同参画の推進	①認定こども園・幼稚園・学校における男女平等教育の推進 ②多様な選択が可能な進路指導と生徒指導 ③教職員に対する男女平等教育の研修の実施 ④保護者への男女共同参画の働きかけ
	3. 多様な選択を可能にする生涯学習の推進	①多様な生き方を支える生涯学習の推進 ②地域団体などへの男女共同参画に関する研修の実施
女性参画の推進 あらゆる分野への	1. 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	①審議会・委員会などへの女性の参画の促進 ②地域活動における意思決定過程への女性の参画の促進 ③企業における女性の管理職等への登用の促進 ④市職員・教職員の女性管理職の登用促進
	2. 防災分野における男女共同参画の推進	①防災・災害復興対策における男女共同参画の推進
	3. 地域活動における男女共同参画の推進	①地域活動に参加・参画できる環境づくり
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	1. 仕事と生活の調和に関する意識啓発	①男女の平等な労働観づくり ②職場における関連法令等の周知・順守
	2. 女性活躍推進のための支援の充実	①女性の能力開発及び研修の推進 ②女性の再就職支援 ③男女の均等な採用の促進 ④女性の起業に対する支援 ⑤農林業及び個人事業における男女共同参画の推進
	3. 多様な働き方への支援の充実	①短時間労働者の労働条件向上のための働きかけ ②労働相談窓口の充実 ③過労働の防止 ④多様な働き方に関する情報提供
	4. 仕事と家庭、地域活動等との両立支援	①仕事と子育ての両立支援 ②仕事と介護の両立支援 ③仕事と地域活動の両立支援 ④男性にとっての男女共同参画の推進 ⑤市職員・教職員に対する仕事と子育て等の両立支援

基本目標	今後の取組み	具体的施策
健康で安心して暮らせるための環境の整備	1. すべての人が安心して暮らせるまちづくりの推進	①高齢者への支援の充実 ②障害者への支援の充実 ③子育て家庭への支援の充実 ④ひとり親家庭への支援の充実 ⑤外国人への支援の充実 ⑥誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
	2. 生涯にわたる心とからだの健康保持	①各世代に応じた健康対策の推進 ②薬物被害等の予防・防止に関する啓発 ③性に関する情報の提供 ④妊娠・出産等にかかわる支援の充実 ⑤こころの健康づくりにかかわる支援の充実
あらゆる暴力の根絶	1. 暴力と人権侵害を許さない意識づくり	①あらゆる形態の暴力の防止に向けた意識啓発 ②子ども、若者への予防啓発の推進
	2. 被害者支援の充実	①相談体制の充実 ②被害者の自立のための支援 ③関係団体との連携 ④庁内の連携体制の強化
	3. 虐待防止対策の推進	①児童虐待等への対策 ②高齢者虐待への対策 ③障害者虐待への対策
	4. ハラスメント対策の推進	①就労の場におけるハラスメントの防止対策 ②教育の場におけるハラスメントの防止対策

第Ⅳ章 第4期プランの内容

基本目標1 人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方は時代とともに解消されつつありますが、特に70歳以上の男性で肯定的な割合が高いなど、性別・年代によって意識差がみられている状況です。固定的な性別役割分担意識は、男女共同参画社会を形成する上で大きな阻害要因となります。固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に対する理解を深めてもらうための啓発活動等に取り組む必要があります。

性的マイノリティの方々にとって生活しづらい社会であるかについては、生活しづらいと思うと答えた割合が5割を超えています。市民一人ひとりが、多様な性自認や性的指向についての理解を持ち、お互いを尊重し合うことが、共生社会の実現にとって不可欠です。

性別役割分担意識や社会慣行の見直しを図るために、効果的な啓発活動を進めるとともに、男女共同参画に関する講座の開催等に努めます。

また、学校等における教育は、子どもの意識の形成にとって重要な役割を果たしています。次世代を担う子どもが、個性を尊重されるとともに、主体的に将来を選択できるよう、それぞれの個性と能力を十分に伸ばすことができる教育・保育の充実に向けて取組みを進めるとともに、教職員への研修や保護者へ啓発等に努めます。

市民の取組み ～家庭・企業・地域で～

- 日頃から、男女共同参画の視点に立った言葉遣いや情報発信などを心掛けましょう。
- 男女共同参画に関する情報を積極的に収集し、提供に努めましょう。
- 広報や各種パンフレット等を通して、男女共同参画について学びましょう。
- 学んだことを家庭で話し合ひましょう。

目標値

指標	現状値 (調査時期)	目標値 (令和14(2032)年度)
男女の固定的な役割分担の見直しが「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合	32.5% (令和4(2022)年)	50%
女性が仕事や地域活動に参加することに対する家族の理解が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合	40.5% (令和4(2022)年)	70%

1. 男女共同参画意識を高めるための啓発・学習機会の充実

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	男女共同参画に関する情報や学習機会の提供	<p>○男女共同参画に関する様々な情報を収集し、広報やフォーラム、様々な媒体等を通じて周知・啓発します。</p> <p>○男女共同参画に関する啓発誌を全戸配布し、情報を広く提供することにより意識啓発を行います。</p> <p>○市の発行誌について男女共同参画の視点から性差別を助長するような表現が使われていないかなどについて点検を行います。</p>	人権政策課
		○男女共同参画への理解を含んだ人権関係図書を購入し、貸出します。	図書館
		○人権尊重の視点から幅広く男女共同参画に関連する講座内容の充実を図り、「コスモス市民講座」を開催します。	社会教育課
		○身近な生活にかかわる分野を切り口とした男女共同参画に関する講座を開催することにより、身近な問題であるという意識を醸成します。	中央公民館
		<p>○男女共同参画への理解を含んだ人権関係の各種パンフレット、図書を収集し、情報提供に努めます。</p> <p>○人権尊重の視点から市民自らの問題として取り組むことができるような男女共同参画に関する講座を開催します。</p>	ひと・ふれあいセンター
2	市職員の男女共同参画意識の向上	○全職員を対象とした「人権パートナー研修」をはじめ、「じんけんセミナー」やフォーラムを通じた研修を実施します。	人権政策課 人事課
3	性の多様性に対する理解促進	<p>○多様な性自認・性的指向への理解を促進するため、講演会や広報等を通じて周知・啓発します。</p> <p>○パートナーと宣誓した当事者に対し、「パートナーシップ宣誓書受領証*」を交付します。</p>	人権政策課

2. 学校等における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	認定こども園・幼稚園・学校における男女平等教育の推進	<p>○教育や保育のあらゆる場において、人権尊重・男女平等の精神に基づいた指導を実施します。</p> <p>○教育や保育内容の点検を行うとともに、学校等への指導を行います。</p>	<p>学校教育課 子育て支援課 (保育こども園課)</p>
2	多様な選択が可能な進路指導と生徒指導	<p>○本人の選択を尊重した進路指導を推進するため、進路ガイダンスの実施やキャリア教育*を進めます。</p>	<p>学校教育課</p>
3	教職員に対する男女平等教育の研修の実施	<p>○性別にとらわれず、個々の能力や適性に着目した教育及び保育を進めるため、教育及び保育関係者に対し、男女共同参画に関する正確な理解を促進します。</p>	<p>学校教育課 子育て支援課 (保育こども園課)</p>
4	保護者への男女共同参画の働きかけ	<p>○家庭教育学級を通じて保護者への男女共同参画に関する学習機会を提供します。</p> <p>○貝塚市PTA協議会を通じて男女がともに学校行事に参加するよう働きかけます。</p>	<p>社会教育課</p>

※令和5(2023)年度の機構改革で変更のあった一部の担当課名については、上段に新担当課、下段に(旧担当課)を併記しております。

3. 多様な選択を可能にする生涯学習の推進

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	多様な生き方を支える生涯学習の推進	○あらゆる学習機会を通じて男女共同参画の視点を持った事業を実施します。	社会教育課
2	地域団体などへの男女共同参画に関する研修の実施	○市民企画講座の趣旨について周知を図り、新たな市民層の参加を促進します。 ○公民館で活動するグループに協力を働きかけながら、地域への出前講座を実施します。	中央公民館
		○各地域団体に講座の案内等を行い、参加を呼びかけます。	人権政策課
		○研修会等を開催し、地域づくり・まちづくりに関心を持つ機会を提供します。	魅力づくり推進課 (広報交流課)
		○人と人、及びその活動をつなぐコーディネート能力を持った人材の育成のため、公民館で活動するグループ対象の学習会、リーダー研修会、講師研修会等を実施します。	社会教育課 中央公民館 青少年教育課
		○男女共同参画に関する研修会やセミナー等の学習機会を提供します。 ○地域づくりを目的とした活動の場を年齢・性別を問わないかたちで継続的に設けるよう努めます。	社会教育課

※令和5(2023)年度の機構改革で変更のあった一部の担当課名については、上段に新担当課、下段に(旧担当課)を併記しております。

基本目標2 あらゆる分野への女性参画の推進

近年、女性の社会進出が進みつつあるものの、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、役職者等を男性が占めている傾向が未だに見うけられます。

本市についても、審議会等委員や管理職に占める女性割合が低い状況が続いており、庁内における女性参画を一層促進していくことが必要です。

また、過去の災害時に、避難所におけるプライバシーの確保や衛生用品の配布等、女性の視点での配慮が不足しているという状況が報告されています。災害に強い社会の実現のために、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対策が必要です。

このようにあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画は、持続可能で多様性に富んだ、活力ある社会の形成のために必要不可欠であることから、女性登用の働きかけやポジティブ・アクションの推進等、女性参画の拡大に向けた取組みを推進します。

市民の取組み ～家庭・企業・地域で～

- それぞれの職場や家庭において、男女差別が存在しないか考えてみましょう。
- 管理職や団体の役員に女性を積極的に採用しましょう。
- 審議会や委員会等で活躍する女性を応援しましょう。
- 災害時の対応について家族で話し合いましょう。
- 男女共同参画の視点に立ち、災害時の対応について見直すとともに、女性の意見を積極的に反映しましょう。
- 環境問題に対する意識を高めるとともに、それぞれができることを考え、行動しましょう。
- イベントを開催する際は、開催日時・場所の多様化、託児サービスの導入などを通して、誰もが参加しやすい条件の整備に努めましょう。

目標値

指標	現状値 (調査時期)	目標値 (令和14(2032)年度)
審議会等委員に占める女性の割合	25.2% (令和4(2022)年)	35%
市職員の管理職(課長補佐級以上)における女性の割合	26.8% (令和4(2022)年)	30%
小中学校教職員における女性管理職の割合	15.6% (令和4(2022)年)	30%
自治体、PTA、職場において重要事項を決める会議への女性参画が「進んでいる」「少し進んでいる」と答えた人の割合	34.3% (令和4(2022)年)	70%

1. 政策・方針決定の場への女性参画の推進

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	審議会・委員会などへの女性の参画の促進	○男女比に大きな開きがある審議会や委員会に対し、目標値達成に向けて積極的に女性を登用するよう、働きかけます。	関係課
2	地域活動における意思決定過程への女性の参画の促進	○町会の会長や各種団体の役員への女性の選出を働きかけます。 ○地域づくり・まちづくり関連の事業について女性団体の参画が得られるよう、働きかけます。	魅力づくり推進課 (広報交流課)
		○PTA会長への女性の選出を働きかけます。	社会教育課
3	企業における女性の管理職等への登用の促進	○商工会議所と連携し、女性職員の管理職への登用について働きかけます。	産業戦略課 (商工観光課)
4	市職員・教職員の女性管理職への登用促進	○女性職員の管理職への登用を促進します。 ○性別にとらわれることなく、研修機会を男女均等に提供します。	人事課 病院総務課 学校教育課
		○女性管理職比率を上げるためのポジティブ・アクション*の推進を図ります。	人事課 病院総務課 学校教育課 人権政策課

2. 防災分野における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	防災・災害復興対策における男女共同参画の推進	○男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した防災・災害復興対策を推進します。	危機管理課 (危機管理室)
		○家庭や企業・地域における防火に関する講習、また初期消火訓練・救急講習等を実施し、防災・減災対策を推進します。	消防警備課

※令和5(2023)年度の機構改革で変更のあった一部の担当課名については、上段に新担当課、下段に(旧担当課)を併記しております。

3. 地域活動における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	地域活動に参加・参画できる環境づくり	○子どもを持つ人が地域活動に参加できるよう、一時保育等の保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
		○障害者を介護・介助する人が地域活動に参加できるよう、地域生活支援事業(日中一時支援事業)等の障害福祉サービスを提供します。	障害福祉課
		○環境問題について関心を喚起し、定期講座等で学習と交流の機会を提供することにより、継続した活動につなげます。	中央公民館 環境衛生課
		○広報等を活用した市民との協働による地域活動の情報提供に努めます。	魅力づくり推進課 (広報交流課)
		○地域団体、グループに活動場所等を提供するとともに、必要に応じて助言・指導を行います。	中央公民館
		○地域においてニーズに対応した男女共同参画に関する学習機会を提供するとともに、参加者の増加に努めます。	人権政策課 魅力づくり推進課 (広報交流課) 社会教育課 ひと・ふれあいセンター 中央公民館
○防犯活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動などの地域活動に対し、さまざまな年齢層における男女の参画を促進します。	危機管理課 (危機管理室) 高齢介護課 子育て支援課 青少年教育課		

※令和5(2023)年度の機構改革で変更のあった一部の担当課名については、上段に新担当課、下段に(旧担当課)を併記しております。

基本目標3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

近年、女性活躍を推進する動きや、保育の受け皿が拡大してきたことを背景に、女性の労働力率は上昇傾向にあります。

本市においても、女性の労働力率は上昇しているものの、結婚や育児を機に労働力率が低下するM字カーブは完全には解消されておらず、アンケート結果においても、女性で非正規雇用の割合が高くなっています。また、女性で家事・育児等を担う傾向が高くなっており、依然として性別役割分担意識が残っている状況が推察されます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、非正規雇用労働者を中心とした雇用情勢の悪化、在宅時間の増加による家事・育児・介護の負担の増加など、とりわけ女性へ深刻な影響をもたらしました。一方で、テレワーク*の導入等をはじめとした柔軟な働き方も促進されました。

このような社会情勢も鑑みながら、市民一人ひとりが、自身が望むワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、仕事と子育て・介護の両立支援、柔軟な働き方の推進、女性の就業の拡大等に努めます。

市民の取組み ～家庭・企業・地域で～

- 一人ひとりの個性や考え方を尊重し、家事や育児、介護等を家族みんなで協力しましょう。
- 就労に関する講座や講習等に積極的に参加しましょう。
- 女性の活用や能力開発に積極的に取り組みましょう。
- 育児・介護休業制度や短時間勤務制度などを積極的に活用しましょう。
- 労働に関する法制度等の知識を高め、一人ひとりが男女平等の職場づくりを目指しましょう。

目標値

指標	現状値 (調査時期)	目標値 (令和14(2032)年度)
職場での配置昇進などに対する男女格差の解消が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合	26.4% (令和4(2022)年)	50%
就業の機会について男女が「平等である」と答えた人の割合	16.1% (令和4(2022)年)	30%
男性市職員に対する育児休業の取得率	20.0% (令和3(2021)年度)	30%
男性に対する子育て支援施策が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合	18.5% (令和4(2022)年)	30%

1. 仕事と生活の調和に関する意識啓発

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	男女の平等な労働観づくり	<p>○大阪労働局や大阪府とも連携し、広報や啓発冊子等を通じて関連法令等の周知をおこないます。</p> <p>○市民、事業者などに対して、ワーク・ライフ・バランスに関する学習機会や情報提供などの充実を図ります。</p> <p>○男性のためのワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、セミナーやフォーラムを通じた啓発を進めます。</p>	人権政策課
2	職場における関連法令の周知・順守	<p>○大阪労働局や大阪府とも連携し、広報や啓発冊子等を提示するとともに、雇用労働講座を開催し、関連法令等の周知を行います。</p>	産業戦略課 (商工観光課) 人権政策課

2. 女性活躍推進のための支援の充実

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	女性の能力開発及び研修の推進	<p>○就職に役立つ資格・技能を取得するための就労支援講座を開催するとともに、関係機関が実施する講習などへの誘導を行います。</p>	福祉総務課
		<p>○大阪労働局や大阪府とも連携し、チラシやポスターを掲示することにより、女性の活用や能力開発に取り組むよう事業所に対し働きかけます。</p>	産業戦略課 (商工観光課)
2	女性の再就職支援	<p>○多様な働き方を選択できるよう、相談者のニーズに沿った情報提供や相談支援を行います。</p>	福祉総務課
3	男女の均等な採用の促進	<p>○市における男女の均等な採用を進めるため女性試験官を登用するなどの取組みを進めます。</p>	人事課 病院総務課 学校教育課
		<p>○情報提供等により、事業所における男女の均等な採用を促進します。</p>	産業戦略課 (商工観光課) 人権政策課

※令和5(2023)年度の機構改革で変更のあった一部の担当課名については、上段に新担当課、下段に(旧担当課)を併記しております。

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
4	女性の起業に対する支援	○女性起業家に対する支援として、講座や資金の融資制度、活動場所等の紹介を行います。	産業戦略課 (商工観光課)
5	農林業及び個人事業における男女共同参画の推進	○休日や給与、役割分担を明確にする家族経営協定*の締結の普及・啓発に向けて、農業団体の会合時等に情報提供を行います。 ○地域農業を担う女性農業者を育成するため、講座等を開催し、農業技術や経営管理能力の向上を図ります。	農林課
		○女性経営者のネットワーク構築を図り、講習会・研修会の開催などを支援し、女性経営者の育成を図ります。	産業戦略課 (商工観光課)

3. 多様な働き方への支援の充実

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	短時間労働者の労働条件向上のための働きかけ	○関係機関と連携し、就労支援制度や各種相談事業の周知、活用の促進を図ります。	福祉総務課
2	労働相談窓口の充実	○広報を通じて相談業務の案内を掲載し、関係機関との連携を図ります。	産業戦略課 (商工観光課)
		○総合生活相談事業に係る関係機関との連携を強化し、就労に関する相談体制の充実を図ります。	福祉総務課 ひと・ふれあいセンター
3	過労働の防止	○働き方改革関連法等に基づく長時間労働の削減や休暇取得の促進等について、事業所への周知を行います。	産業戦略課 (商工観光課)
4	多様な働き方に関する情報提供	○仕事と生活の両立に向け、短時間勤務制度やフレックスタイム制*、テレワーク等をはじめとした多様な働き方に関する情報提供を行います。	産業戦略課 (商工観光課)

※令和5(2023)年度の機構改革で変更のあった一部の担当課名については、上段に新担当課、下段に(旧担当課)を併記しております。

4. 仕事と家庭、地域活動等との両立支援

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	仕事と子育ての両立支援	○関係機関と連携し、育児休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ります。	人権政策課 産業戦略課 (商工観光課)
		○保育サービス等をはじめとした子育て・生活支援策の周知を行います。	子育て支援課
		○子育てを支援する教室を開催します。開催にあたっては、子育て中の方が参加しやすいよう、日程等に配慮するとともに、広報による情報提供や啓発を行います。	子育て支援課 中央公民館 健康推進課
2	仕事と介護の両立支援	○広報等を通じて家族介護者への各種支援制度の周知に努めます。	高齢介護課
		○要支援・介護度に応じた介護保険サービスを利用できるよう、介護保険サービスの周知を行います。	
		○介護休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ります。	人権政策課 産業戦略課 (商工観光課)
3	仕事と地域活動の両立支援	○地域活動への参加をうながすために、一時保育など親子のニーズにあった制度の周知や施設の活用に努めます。	子育て支援課
		○仕事を持つ人が参加しやすいよう行事や活動の開催日時等に配慮します。	中央公民館 社会教育課 青少年教育課
		○仕事を持つ人が地域活動に参加できるよう、休暇の取得促進に向けた働きかけを行います。	人権政策課 産業戦略課 (商工観光課)
4	男性にとっての男女共同参画の推進	○男性の子育てを支援する教室を開催します。開催にあたっては、日程等に配慮するとともに、広報による情報提供や啓発をします。 ○男性を対象にした講座や子育て支援事業を行い、参加の促進を図ります。	子育て支援課 中央公民館 健康推進課
5	市職員・教職員に対する仕事と子育て等の両立支援	○職員・教職員が育児・介護休業を取得できる環境づくりに努めます。 ○職員・教職員の長時間労働の是正・休暇取得の促進に努めます。	人事課 学校教育課

※令和5(2023)年度の機構改革で変更のあった一部の担当課名については、上段に新担当課、下段に(旧担当課)を併記しております。

基本目標4 健康で安心して暮らせるための環境の整備

高齢者、障害者、子育て家庭、ひとり親家庭、外国人等については、経済的リスクや生きづらさ等により社会的に困難な状況に陥りやすく、女性であることでより厳しい状況になっている場合があります。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援体制の充実を図るとともに、複合的な悩みにも対応できる相談支援の強化に努めます。

すべての人が生涯を通じて健康で安心して心豊かに暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会の推進の基盤となるものです。ライフステージに応じた健康づくりの支援に取り組むとともに、身体や性についての正しい知識をもち、互いを理解し合えるよう、知識の普及等に努めます。

市民の取組み ～家庭・企業・地域で～

- 高齢者や障害者、子育て家庭、ひとり親家庭、外国人等が安心して暮らせるまちづくりのために何ができるか考えましょう。
- 広報やホームページ等を利用して各種支援サービスについての情報を収集しましょう。
- 関係機関等と連携し、高齢者・障害者・子育て家庭等の生活を支援しましょう。
- 一人ひとりが思いやりの心を育み、かけがえのない命を大切にする正しい知識を持ちましょう。
- 健康づくりに関する正しい情報を収集・提供するとともに、日常生活の中で実践していきましょう。

1. すべての人が安心して暮らせるまちづくりの推進

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	高齢者への支援の充実	<p>○介護保険サービスの拡充を図るとともに、介護保険制度についての周知・啓発を行います。</p> <p>○地域包括支援センター等の介護に関する相談窓口や相談方法について周知するとともに、拡大地域ケア会議等で地域の課題を把握することで支援の強化を図ります。</p> <p>○働く意欲のある高齢者に対して、就業機会の確保や情報提供を行います。</p>	高齢介護課
2	障害者への支援の充実	<p>○障害福祉サービスの充実を図るとともに、各種制度について周知・啓発します。</p> <p>○障害者の自立を容易にするために地域生活支援事業等による社会参加の促進や泉州中障害者就業・生活支援センター及びハローワークとの連携を強化します。</p>	障害福祉課
3	子育て家庭への支援の充実	<p>○育児支援サービスの拡充を図るとともに、各種制度について周知・啓発します。</p>	子ども福祉課 子育て支援課 健康推進課
4	ひとり親家庭への支援の充実	<p>○就労支援プログラム策定員による就労支援を行い、自立に向けた相談の充実を図ります。</p> <p>○ひとり親家庭の自立を促進するための支援を行います。</p> <p>○ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、必要な情報を提供するとともに、様々な相談に対応するための体制の充実を図ります。</p>	子ども福祉課
5	外国人への支援の充実	<p>○外国人の方の孤立感の解消に向け、日本語学習の支援や、地域の人との交流を促進します。</p>	中央公民館
		<p>○かいづか国際交流協会の活動を支援し、世界各国の文化に触れる機会を提供するなど、交流を促進します。</p>	魅力づくり推進課 (広報交流課)

※令和5(2023)年度の機構改革で変更のあった一部の担当課名については、上段に新担当課、下段に(旧担当課)を併記しております。

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
6	誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	○生活に困難を抱える男女が、その適性や能力を活かし、自立した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、情報提供や相談体制の充実を図ります。	生活福祉課 福祉総務課 障害福祉課 子ども相談課 (子ども福祉課)
		○地域団体との連携を図りながら、単身世帯への見守りや居場所づくり、子育てや介護による孤立を防止する活動、ボランティア育成に対する支援を行います。	福祉総務課 高齢介護課 子育て支援課
		○男女共同参画の視点に立った公共施設等の整備に努めます。	各施設所管課

2. 生涯にわたる心とからだの健康保持

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	各世代に応じた健康対策の推進	○健(検)診の周知に努めることにより受診の促進を図り、生活習慣病やがんの予防、早期発見につなげます。 ○生涯を通じた健康の保持・増進のため、健康に関する相談や健康教育などの支援を行います。	健康推進課 保険年金課 (国保年金課)
		○生涯を通じた性と生殖についての理解を研修会や啓発誌等を通じて進めます。	人権政策課
2	薬物被害等の予防・防止に関する啓発	○喫煙、飲酒、薬物乱用などが健康に及ぼす影響について学習する機会の充実を図ります。	学校教育課 健康推進課
3	性に関する情報の提供	○発達段階に応じて生命尊重・人間尊重・男女平等の視点を持った行動を取れるようにするため、指導内容を検討しながら学校教育活動全体を通じて性教育の充実を図ります。	学校教育課
		○HIV感染症・エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	健康推進課
4	妊娠・出産等にかかわる支援の充実	○健診の受診勧奨や健診後のフォロー体制を強化することで、母子の健康状態を把握する機会を確保します。	健康推進課
5	こころの健康づくりにかかわる支援の充実	○関係機関と連携をとり、様々な悩みを抱える人への相談体制を充実するとともに、窓口の周知に努めます。	健康推進課

※令和5(2023)年度の機構改革で変更のあった一部の担当課名については、上段に新担当課、下段に(旧担当課)を併記しております。

基本目標5 あらゆる暴力の根絶

DV、虐待、各種ハラスメント等は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

一方で、アンケート結果では、全体的に女性での暴力被害が多く、DVにあてはまる行為を認知していない割合は5割を占めています。また、DV被害にあっても相談しない割合が高く、特に男性では8割を超えています。被害にあっても相談しやすい体制づくりが必要です。

加えて、近年、SNS*等の新たなコミュニケーションツールを利用した暴力等、暴力をめぐる状況が一層多様化していることから、暴力の未然防止に向けた啓発が重要です。

また、令和4(2022)年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、保護者の同意なく有効な契約ができるようになり、AV出演被害問題や「JKビジネス*」問題等、若年層に対する性暴力の増加が懸念されています。若年層に対し、多様な暴力の形態についての教育・啓発を推進することが求められます。

あらゆる暴力の防止に向け、暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発に取り組むとともに、被害者の相談から保護、自立支援までの包括的かつ切れ目のない支援に向け、関係機関との連携・協働による支援力の向上に努めます。

市民の取組み ～家庭・企業・地域で～

- DV、虐待、各種ハラスメントは暴力であり、個人の人権を侵害する行為であることを認識しましょう。
- DV、虐待、各種ハラスメントを受けたら、市役所や関係機関に相談しましょう。
- DV、虐待、各種ハラスメントを発見したら、迷わず市役所や関係機関に通報しましょう。
- 各種ハラスメントのない職場づくりに向けて、従業員の意識啓発に取り組むとともに、相談できる窓口の整備を進めましょう。

目標値

指標	現状値 (調査時期)	目標値 (令和14(2032)年度)
配偶者や恋人にされた・した行為がDVにあてはまると知っている人の割合	45.0% (令和4(2022)年)	70%
DV被害者のための相談体制が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合	19.7% (令和4(2022)年)	40%

1. 暴力と人権侵害を許さない意識づくり

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	あらゆる形態の暴力の防止に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発誌やフォーラムをはじめとした様々な媒体を通して、暴力防止のための啓発を進めます。 ○大阪府男女共同参画推進財団の講座研修に関する情報提供を行います。 ○インターネットやSNS等を使った暴力に巻き込まれないための情報や学習機会を提供します。 	人権政策課
2	子ども、若者への予防啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○デートDVの防止に向けて、若年層が関心を持ちやすいツールも活用しながら啓発を進めます。 	学校教育課 青少年教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ○AV出演強要問題や「JKビジネス」問題等に関する危険性や悪質な手口の周知などの予防啓発を行います。 	青少年教育課

2. 被害者支援の充実

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ODVIに関する相談窓口の周知を図ります。また、警察や大阪府の岸和田子ども家庭センター等との連携を強化し、窓口についても積極的に情報提供を行います。 ○被害者からの相談や加害者からの追及に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を進めます。 ○相談窓口職員や関係する職員の資質向上に向けた取組みを推進します。 	人権政策課
2	被害者自立のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の状況を把握した上で安全性の確保と情報管理を行い、自立のための支援を行います。 	人権政策課
		<ul style="list-style-type: none"> ○相談者に寄り添いながら、ハローワーク等の活用など就労に関する情報提供を行います。 	福祉総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、経済的に困窮する方に対し、適切な制度の運用による支援を行います。 	生活福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、保育所等の入退所、学校の転校にかかる手続きについて、情報提供や支援を行います。 	子ども相談課 (子ども福祉課) 子育て支援課 (保育こども園課) 学校教育課

※令和5(2023)年度の機構改革で変更のあった一部の担当課名については、上段に新担当課、下段に(旧担当課)を併記しております。

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
3	関係団体との連携	○身近なところでDVの相談や支援が受けられるよう、関係機関、民間支援団体と連携・協力していきます。	人権政策課
4	庁内の連携体制の強化	○DV相談の関係部署で構成するDV連絡会議において、相談対応時の連携の在り方等を協議し、被害者の支援やDVの根絶に向けた取組みを推進します。	人権政策課 福祉総務課 市民課 生活福祉課 高齢介護課 障害福祉課 子ども相談課 (子ども福祉課) 保険年金課 (国保年金課) 健康推進課 病院総務課 学校教育課

3. 虐待防止対策の推進

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	児童虐待等への対策	○関係機関との連携を強化し、地域支援検討会議を行い、継続的な支援を実施します。	子ども相談課 (子ども福祉課)
		○乳幼児がいる家庭への訪問等により、乳幼児虐待の早期防止を図ります。	健康推進課
		○要保護児童対策地域協議会と連携を図りながら、広報を通じた暴力防止のための啓発を行います。 ○校園長会等で通報制度の周知徹底を図るとともに、通報後のフォロー体制の充実を図ります。	学校教育課
2	高齢者虐待への対策	○市と地域包括支援センターは、連携を図りながら広報、啓発活動、高齢者虐待の相談・通報・届出の窓口となり、虐待の防止や早期発見、支援の実施等適切な対応に努めます。	高齢介護課
3	障害者虐待への対策	○市内に設置している障害者相談支援事業所や関係機関と連携しながら、障害者虐待の防止、早期発見及び養護者の支援等について検討し、適切な対応を図ります。	障害福祉課

※令和5(2023)年度の機構改革で変更のあった一部の担当課名については、上段に新担当課、下段に(旧担当課)を併記しております。

4. ハラスメント対策の推進

No.	具体的施策	取組み内容	主な担当課
1	就労の場におけるハラスメントの防止対策	○各種ハラスメントに関して「じんけんセミナー」や啓発誌等の様々な媒体を通じて啓発を充実させるとともに、企業や市における防止策や相談体制の充実を図ります。	人権政策課
		○セクシュアル・ハラスメント*防止要綱に基づき、市におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進を図ります。	人事課 病院総務課
2	教育の場におけるハラスメントの防止対策	○相談窓口の周知徹底を図るとともに、教育の場でのハラスメント防止に向けた研修の充実を図ります。	学校教育課

1 推進体制

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野での取組みを推進することが重要であり、「IV 第4期プランの内容」に掲げている取組みについて、総合的かつ計画的に推進することが必要です。

また、市が直接行う施策だけでなく、市民、企業、地域等がそれぞれの立場で第4期プランの目的を理解し、主体的な取組みを進めることが期待されます。

本市における男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実を図ります。

(1) 庁内推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政に果たす役割は大きく、その取組み内容は幅広い分野にまたがっているため、すべての市職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持つことが大切です。

全庁的に男女共同参画の視点を浸透させるとともに、男女共同参画推進本部において、人権政策課を中心とした関係部局との連携強化を図ります。

また、人権政策課を事務局とした男女共同参画推進研究会を適宜開催し、毎年施策の進捗確認や、課題解決に向けた検討を行います。

(2) 市民・地域等との連携

市民自らが家庭や地域、職場などにおいて、男女共同参画社会づくりに向けた自発的な行動をとることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動を行います。また、男女共同参画に関する活動を行う団体との連携を図りながら、施策を推進します。

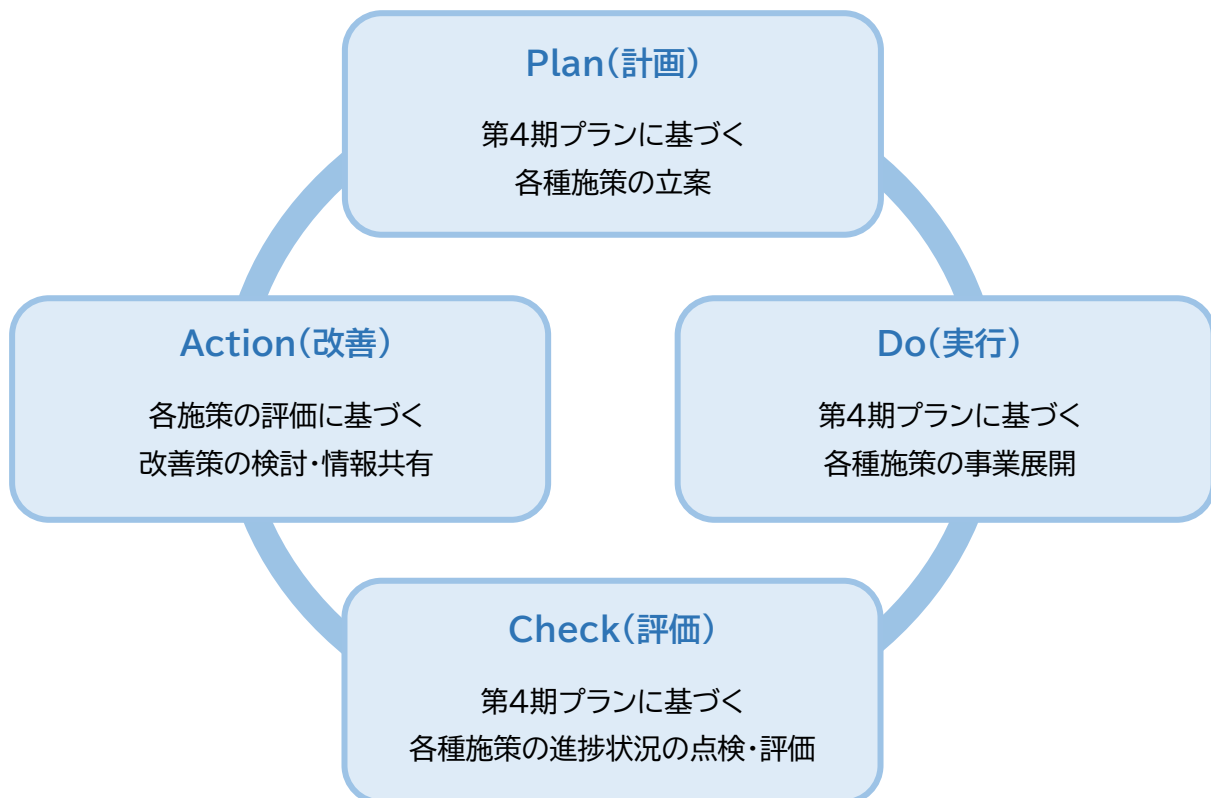
(3) 国・大阪府等関係機関との連携

第4期プランの推進にあたり、国・大阪府や近隣自治体等との連携を図るとともに、本市からの情報発信を積極的に行います。

2 進行管理

本プランの進行管理については、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その進捗状況を点検・評価(Check)したうえで、その後の取組みを改善する(Action)、PDCAサイクルの視点に基づき行います。また、国や大阪府の動向についての情報収集に努め、社会情勢の変化により計画期間途中から新たに実施した施策についても、実施状況を把握し、進行管理を行います。

施策の検証・評価の結果については、ホームページ等を通じて公表していきます。



貝塚市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 貝塚市における男女共同参画に関する施策の統合的かつ効果的な企画及び推進を図るため、貝塚市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の統合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の関係部局間の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、推進会議の事務を総理する。

- 2 本部長に事故があるとき、又は本部長の指示があるときは、副本部長のうち、あらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の所掌事務の具体的事項について協議し、検討する。
- 3 幹事会は、会長、副会長及び幹事で組織する。
- 4 会長は都市政策部長、副会長は都市政策部人権政策課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、関係職員又は男女共同参画についての学識経験のある者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(男女共同参画推進研究会)

第7条 幹事会に男女共同参画推進研究会(以下「研究会」という。)を置く。

- 2 研究会は、幹事会会長が指示した事項について検討する。
- 3 研究会に会長を置き、都市政策部人権政策課長の職にある者をもって充てる。
- 4 会員は、別表第3に掲げる職員とする。

(専門委員会の設置)

第8条 幹事会及び研究会は、専門的事項の調査又は研究をするため、専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、都市政策部人権政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等について必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成3年1月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

本部員	都市政策部長 総務市民部長 福祉部長 健康子ども部長 都市整備部長 上下水道部長 消防長 病院事務局長 教育部長 教育部参与 議会事務局長 総合事務局長 貝塚市事務分掌規則(昭和60年貝塚市規則第26号)第3条第2項に規定する参与(公益法人等へ派遣されている者を除く。)
-----	---

別表第2(第6条関係)

幹事	政策推進課長 行財政管理課長 人権政策課長 ひと・ふれあいセンター館長 商工観光課長 広報交流課長 秘書課長 人事課長 市民課長 福祉総務課長 生活福祉課長 高齢介護課長 障害福祉課長 子ども福祉課長 子育て支援課長 保育こども園課長 健康推進課長 道路公園課長 建築住宅課長 農林課長 環境衛生課長 危機管理室長 病院事務局総務課長 学校教育課長 社会教育課長 スポーツ振興課長 青少年教育課長 中央公民館長 図書館長
----	--

別表第3(第7条関係)

会員	本部員が指名する者 幹事会会長の認めた者
----	-------------------------

貝塚市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例(昭和31年貝塚市条例第322号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、貝塚市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例別表に定める当該担当事務について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は委員18人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 地域各種団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による者(市内に居住又は通勤する者をいう。)

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するときまでとする。

2 委員がその本来の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を統轄する。
- 4 会長に事故がある場合は、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市政策部人権政策課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

貝塚市男女共同参画審議会委員名簿

敬称略・順不同

区 分	氏 名	職 業・所 属 等
各種地域 団体	甘佐 勉	貝塚市町会連合会会長
	文野 春美	貝塚市民生委員・児童委員協議会副会長
	佃 英男	人権擁護委員協議会貝塚市地区委員会委員長
	和田 明宏	貝塚市社会福祉協議会会長
	南川 広美	貝塚市PTA協議会副会長・女性代表
	藤原 千里	貝塚市障害者児団体連絡会会長
	弓削 聡	貝塚市企業人権協議会監査
学識経験者	◎ 田間 泰子	大阪公立大学名誉教授
	角野 佑子	中央総合法律事務所弁護士
	○ 国安 澄江	ウィメンズセンター大阪カウンセラー
	貴志 幸司	貝塚市男女共生教育推進委員会委員長
関係行政機関 の職員	小西 佐智子	岸和田公共職業安定所統括職業指導官
	浅野 美保	大阪府岸和田子ども家庭センター企画調整課長
	阪口 浩二	大阪府岸和田保健所地域保健課長
	河野 雅子	貝塚市副市長
	鈴木 司郎	貝塚市教育委員会教育長
公 募	西浦 真奈美	
	藤井 三樹生	

※◎=会長、○=副会長

用語説明

あ行	
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
SDGs	Sustainable Development Goalsの略で、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。
M字カーブ	女性の労働力率に見られる特徴的な曲線のこと。結婚・出産を機にいったん離職し、育児が一段落した際に再び働きだす動きをアルファベットのMに例えたもの。
LGBT	Lesbian(レズビアン):女性の同性愛者、Gay(ゲイ):男性の同性愛者、Bisexual(バイセクシャル):両性愛者、Transgender(トランスジェンダー):「身体の性」と「心の性」が一致せず、「身体の性」に違和感を持つ人、の頭文字を取った言葉であり、性的マイノリティを表す言葉の一つ。
か行	
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
キャリア教育	望ましい就業感・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。
固定的な性別役割分担意識	男女問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
さ行	
JKビジネス	女子高校生(JK)など、児童の性を売り物とする営業のこと。
ジェンダー	生物学的性別(セックス/sex)に対するものとして、社会通念や慣習として、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」がある。このような男性、女性の別を「社会的性別(ジェンダー/gender)」という。
ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラムが、経済、教育、保健、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けして算出する指数のこと。

セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。
SOGI	性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をまとめた言葉であり、性的マイノリティの方も、そうでない人も含め、すべての人が持っている属性のこと。
た行	
DV	Domestic Violenceの頭文字を取った言葉。日本では、配偶者など親密なパートナーの関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。身体的暴力だけでなく、心理的な苦痛を与える精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動を束縛するなどの社会的暴力も含まれる。
デートDV	交際相手に対する暴力(DV)のこと。
テレワーク	情報通信技術(ICT:Information and Communication Technology)を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことであり、Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語。本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事を行うこと。
は行	
パートナーシップ宣誓書受領書	一方又は双方が性的マイノリティ(性的少数者)であるパートナーであって、お互いをその人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約束した二人からパートナーシップの宣誓があった場合に、市がパートナーシップ関係を証明するために交付する受領書のこと。
フレックスタイム制	労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度のこと。
ポジティブ・アクション	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活との両立を意味する。そのためには、性別や年齢に関わらず、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるようにする必要がある。単に、「仕事」か「地域活動等の仕事以外の生活」かという選択ではなく、両者の調和を図ることにより、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとするもの。

男女共同参画をめぐる世界・国・府・市の動向

※第3期プラン策定後(平成25(2013)年)以降

年次	世界	国	○大阪府 □貝塚市
平成25年 (2013年)		○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	□「男女共同参画推進条例」制定 □「貝塚市男女共同参画(第3期)コスモスプラン」策定
平成26年 (2014年)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 ○「すべての女性が輝く政策パッケージ」の決定 ○「私事性的画像記録の提供による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)」制定	○「男女共同参画に関する府民意識調査」実施
平成27年 (2015年)	○第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 ○第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択 ○「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ○「第4次男女共同参画基本計画」策定 ○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	○「OSAKA女性活躍推進会議」設置
平成28年 (2016年)	○G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「育児・介護休業法」改正	○「おおさか男女共同参画プラン(2016~2020)」策定
平成29年 (2017年)	○第61回国連婦人の地位委員会「職場におけるセクシュアル・ハラスメント解消決議案」採択	○「働き方改革実行計画」決定 ○いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議設置	○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2017~2021)」が策定

年次	世界	国	○大阪府 □貝塚市
平成30年 (2018年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定 ○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」制定	
令和元年 (2019年)	○W20日本開催 ○「G20大阪首脳宣言」(女性のエンパワーメント等)採択	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
令和2年 (2020年)	○「第64回国連婦人の地位委員会(北京+25)」開催(ニューヨーク) ○パリのOECD本部において「女性に対する暴力撲滅に関するハイレベル会合」開催 ○国連「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」をニューヨークの国連本部にて開催 ○W20サミット開催	○ODV相談+(プラス)開始 ○「第5次男女共同参画基本計画」策定	○大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 ○「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」開始 □「貝塚市パートナーシップ宣誓制度」開始
令和3年 (2021年)	○G20「女性活躍担当大臣会合」開催	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ○「育児・介護休業法」改正	○「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)」策定
令和4年 (2022年)		○「AV出演被害防止・救済法」施行 ○「民法の嫡出推定制度の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律」成立	□「貝塚市男女共同参画市民意識調査」実施
令和5年 (2023年)			□「貝塚市男女共同参画(第4期)コスモプラン」策定

男女共同参画社会基本法

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正:令和四年法律第十二号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等
(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づい

て、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活

における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第

二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定
平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)
最終改正:令和四年法律第六十八号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的

- な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命

令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法

(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保

持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十

八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日



貝塚市男女共同参画計画(第4期) コスモスプラン

発行年月:令和5(2023)年3月
発行:貝塚市 編集:都市政策部 人権政策課
〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1-17-1
TEL:072-433-7160 FAX:072-433-7511

